

守山市自殺対策計画

～こころの健康づくりの「わ」で
ふれあい・気づき・つながる・いのちのプラン～



The Garden City

平成 31 年（2019 年） 3 月

守山市

「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」の実現を目指して

守山市では、平成 24 年 3 月に「守山市自殺対策基本指針」を取りまとめ、平成 28 年 3 月には見直しを行い、自殺対策を総合的かつ体系的に推進し、「生きやすい地域社会づくり」を目指し、取り組んでまいりました。


この間、わが国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で 3 万人を超え、平成 18 年には自殺対策基本法が制定され、自殺は個人の問題から社会的な問題であるとの認識の下、様々な対策が講じられた結果、自殺者は減少傾向にありますが、依然として 2 万人を超えております。

個人においてもまた地域においても、家族や友人との信頼関係ややりがいのある仕事や趣味、社会や地域に対する信頼感等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回った時に、自殺のリスクが高まると言われております。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要となってまいります。

本計画は「こころの健康づくりの『わ』でふれあい・気づき・つながる・いのちのプラン」を基本理念とし、5 つの基本施策と 5 つの重点施策に沿って市の具体的な取組を掲げており、今後はこの計画に基づき「生きることの包括的な支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」の実現を目指してまいります。

最後に、計画の策定に当たりご尽力賜りました守山市自殺対策連絡協議会の委員の皆様および貴重なご意見をいただきました市民の皆様にお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に向け一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31(2019) 年 3 月



守山市長 宮本和宏

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
 - (1) 計画の位置付け
 - (2) 計画策定体制
 - (3) 計画期間

第2章 自殺の現状と課題 5

1 守山市における自殺の動向

- (1) 自殺者数の推移について
- (2) 自殺死亡率の推移について
- (3) 年齢別自殺者数について
- (4) 自殺者の状況
- (5) 原因・動機別自殺者数
- (6) 職業別自殺者数
- (7) 自殺の手段と場所
- (8) 自損行為の推移（湖南広域消防局管内）
- (9) 湖南いのちサポート相談事業の状況
- (10) 湖南いのちサポート相談事業対象者の年齢・性別について
- (11) 守山市における自殺の特徴
- (12) 統計データ等から明らかになった守山市の特性

2 守山市の取組 18

基本的施策1 自殺予防に向けた普及啓発の充実

- (1) 自殺の実態を明らかにする
- (2) 普及啓発活動の推進

基本的施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

- (1) 自殺に関する相談窓口の周知・充実
- (2) 各種相談機関ネットワークの強化
- (3) 相談従事者等の資質の向上

基本的施策3 こころの健康づくりとこころの病気の早期発見・早期治療の促進

- (1) こころの健康づくりの推進
- (2) こころの病気の早期発見・早期治療の促進

基本的施策4 自殺未遂者、遺族等へのケアの充実

- (1) 自殺未遂者等ハイリスク者への対応
- (2) 自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実

3 今後の方針のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 自殺対策における基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 守山市の基本施策と重点施策について・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 基本施策について
 - (2) 重点施策について
- 4 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 実施計画

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークづくり・・・・・・・・・・・・ 31

- (1) 関係機関との連携強化・活動支援

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実・・・・・・・・・・・・ 32

- (1) 自殺に関する相談窓口の周知・充実
- (2) 相談従事者の資質の向上
- (3) ゲートキーパーの養成

基本施策3 自殺予防に向けた普及啓発の充実・・・・・・・・・・・・ 39

- (1) 自殺の実態を明らかにする
- (2) 普及啓発活動の推進

基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・ 44

- (1) こころの健康づくりの推進
- (2) こころの病気の早期発見・早期治療の促進
- (3) 自殺未遂者等ハイリスク者への支援
- (4) 自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実
- (5) 生きることの促進要因への支援

基本施策5 子ども・若者対策の強化・・・・・・・・・・・・ 50

- (1) 学校と連携した取組の強化
- (2) SOS の出し方教育

2 重点施策

重点施策1 子ども・若者への支援 52

- (1) 妊産婦への取組
- (2) 児童・生徒への取組
- (3) 生きづらさを抱えた若者への取組

重点施策2 高齢者への支援 55

- (1) 窓口の周知啓発
- (2) 高齢者の相談支援
- (3) 認知症高齢者への取組
- (4) 介護者・介護保険事業者への取組

重点施策3・4 生活困窮者への支援・無職者・失業者への支援 . . . 57

- (1) 困窮の脱却に向けた取組
- (2) 多重債務・消費者問題への取組

重点施策5 働く人への支援 59

- (1) 就労に対する取組
- (2) 働く人への啓発
- (3) 自営業者への取組

第5章 計画推進のために

- 1 自殺対策の推進に向けて 61
- 2 計画の周知・広報 61
- 3 計画の進捗管理 61

資料編

- 1 計画の策定経過 63
- 2 用語の説明 72

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

自殺対策に関して、国においては、平成10年に年間の自殺者数が3万人を超えて以来、増え続ける自殺者数に対して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて平成18年に自殺対策基本法が制定されました。平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されました。

また、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市区町村は、自殺総合対策大綱および都道府県自殺対策計画ならびに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定することとなりました。

さらに、平成29年7月には、自殺総合対策大綱が自殺の実態を踏まえた見直しが行われ、「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱および地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされたところです。

守山市では、平成21年度以降、従来からの相談や啓発といった取組に加え、相談窓口等を案内するリーフレットの全戸配布、市役所の窓口担当職員等を対象とした研修会、守山野洲医師会会員、民生委員・児童委員、健康推進員、介護サービス事業所職員等の方々を対象としたゲートキーパー研修を行ってきました。

また、平成22年度に全庁的な取組の検討の場として、自殺対策に関わる関係課による「守山市自殺対策庁内連絡会」を設置し、平成23年度には関係機関および団体等で構成する「守山市自殺対策連絡協議会」を設置し、総合的かつ具体的な取組について検討を行ってきました。平成24年3月には「守山市自殺対策基本指針」を取りまとめ、平成28年3月には、その見直しを行ってきました。

自殺は、その多くが追い詰められた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があるとおり、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであって、一部のみに特有の問題ではありません。

そのため、自殺の予防は社会的な問題であるという基本認識のもと、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」を実施することが重要です。

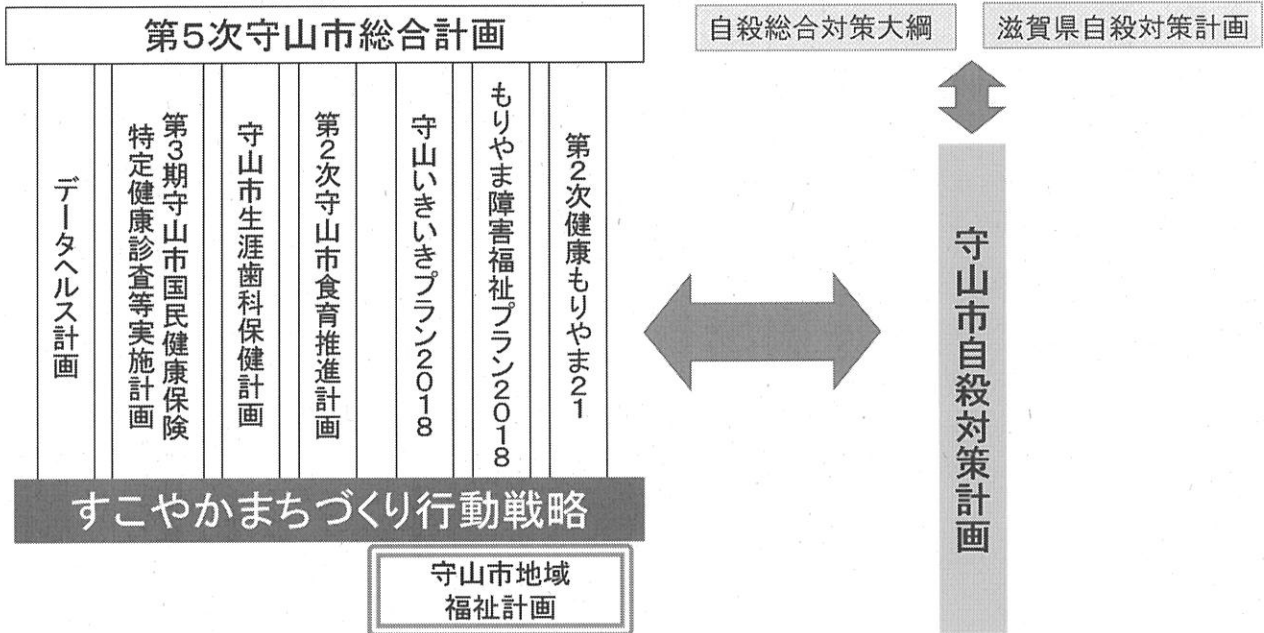
こうした状況を踏まえ、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境整備の充実を図るため、新たに「守山市自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画については、平成22年9月策定の「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、すこやかまちづくり行動戦略、第2次健康もりやま21と整合を図った上で策定しました。

■ 計画の位置付け



(2) 計画策定体制

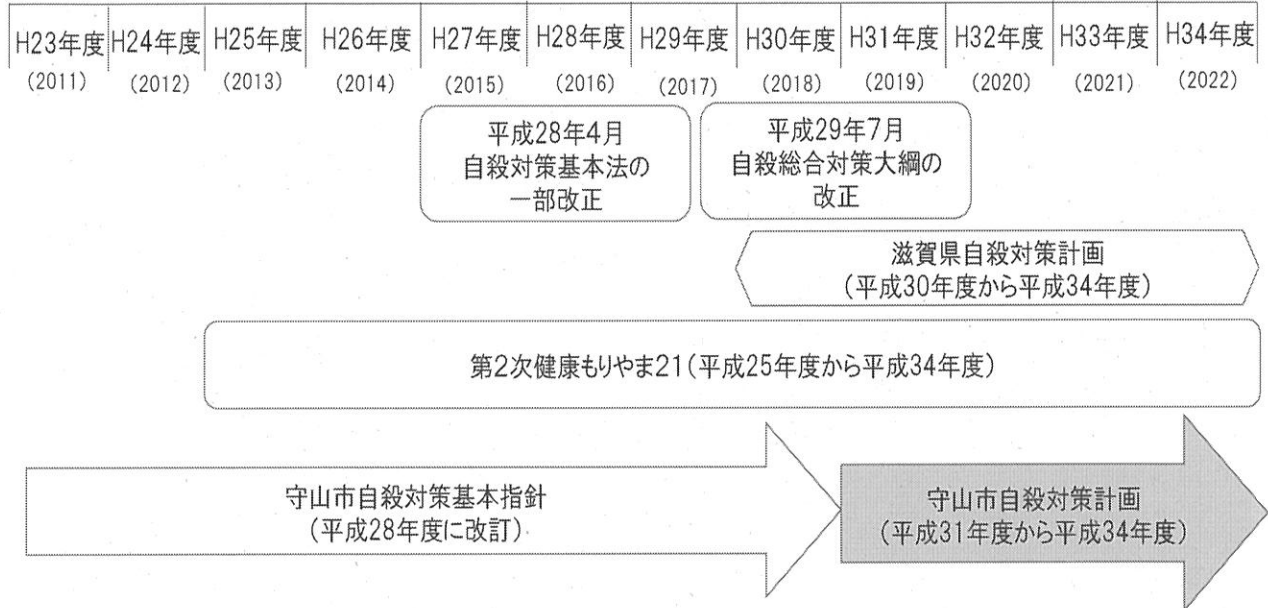
この計画は、全庁的な計画策定体制とするため、自殺対策に関わる関係課による「守山市自殺対策庁内連絡会」にて計画内容の協議を行うとともに、幅広い関係者の参画を図るため、学識経験者、守山野洲医師会、民生委員・児童委員などの保健医療福祉関係者、産業界等からなる「守山市自殺対策連絡協議会」においても、多角的見地から意見をいただきました。

さらに、策定期間中、市民の皆さんからの意見を反映するために、パブリックコメントを実施しました。

(3) 計画期間

計画期間は、滋賀県自殺対策計画および第2次健康もりやま21と整合を図り、平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)までの4か年計画とします。

■ 計画の期間



第2章 自殺の現状と課題

第2章 自殺の現状と課題

1 守山市における自殺の動向

(1) 自殺者数の推移について

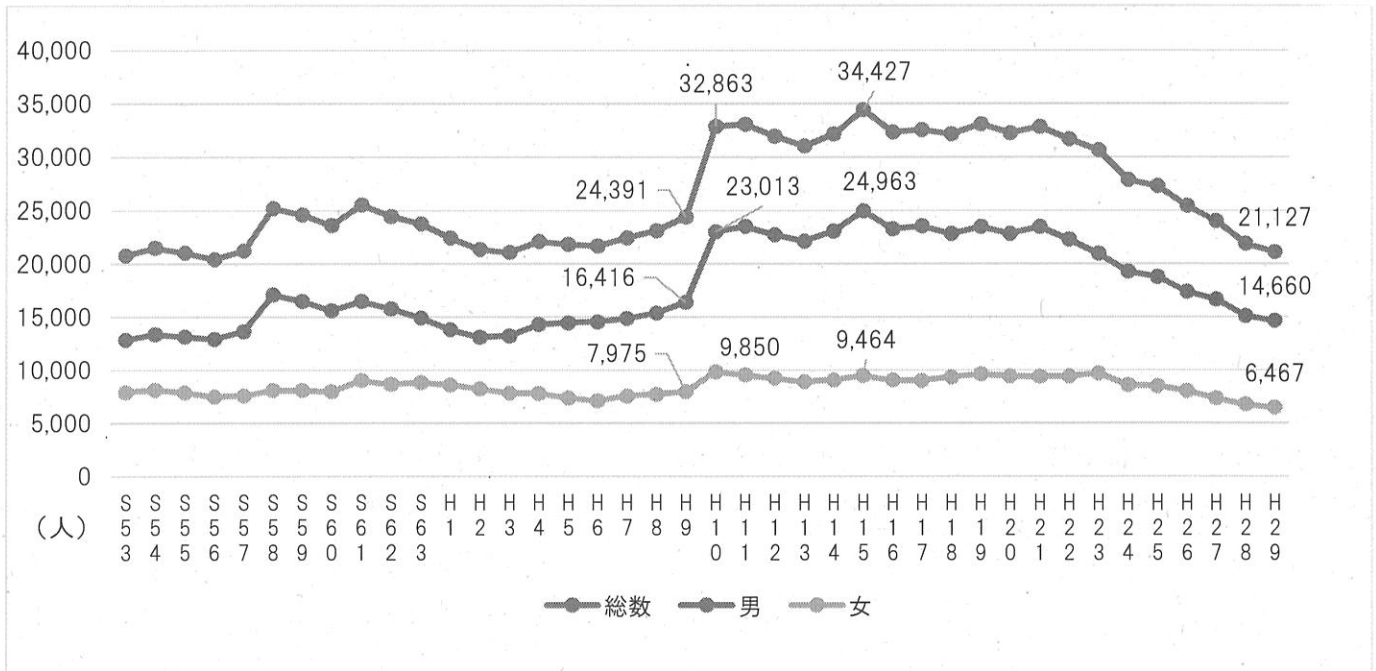
全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して3万人を超える状態が続き、平成15年には、統計を取り始めた昭和53年以降で最多の3万4,427人となりました。その後、平成16年には減少し、平成21年まで横ばいで移行し、平成22年以降は減少を続けており、平成29年には2万1,127人でした。

滋賀県の自殺者数は、平成15年の330人をピークに、それ以降は300人前後で推移してきましたが、近年は減少傾向にあり、平成29年は211人となっています。

守山市の自殺者数は、統計を取り始めた平成21年以降、毎年12人前後で推移しており、平成29年は11人でした。男性の自殺者数は、女性の自殺者数の2倍程度で推移しています。

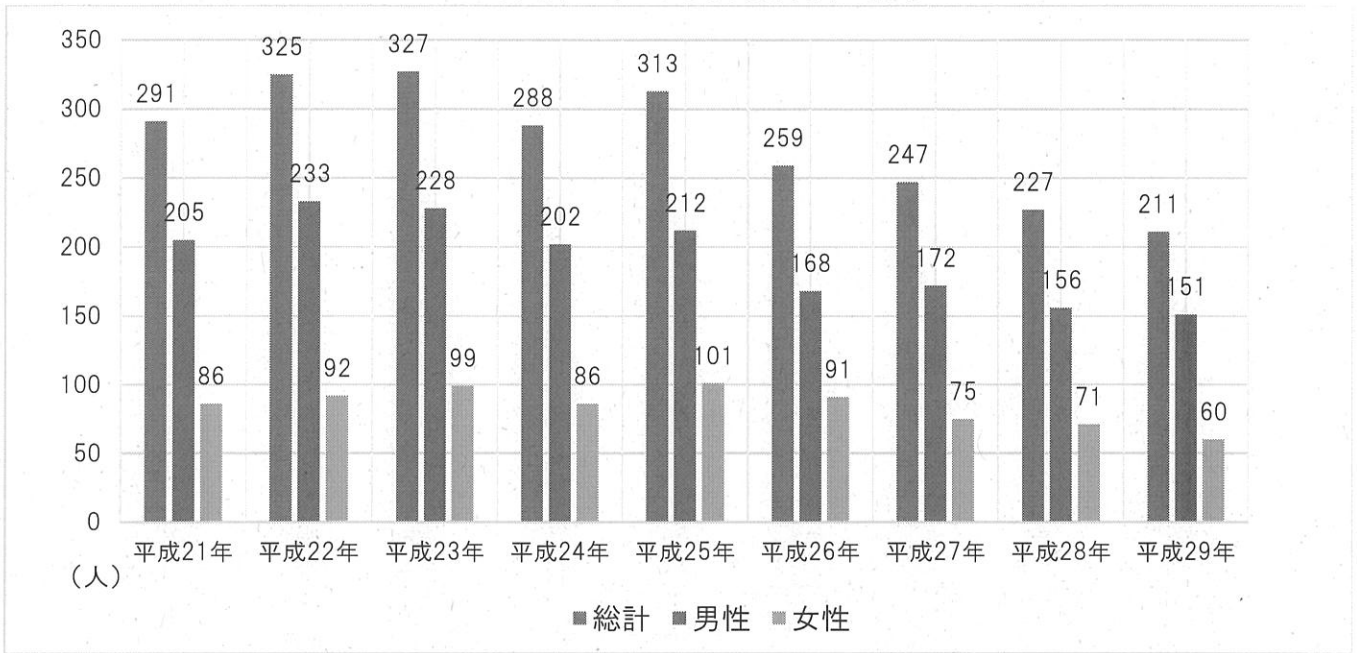
また、国や県では減少傾向にありますが、守山市では横ばい状態が続いています。

■ 全国における自殺者数の推移



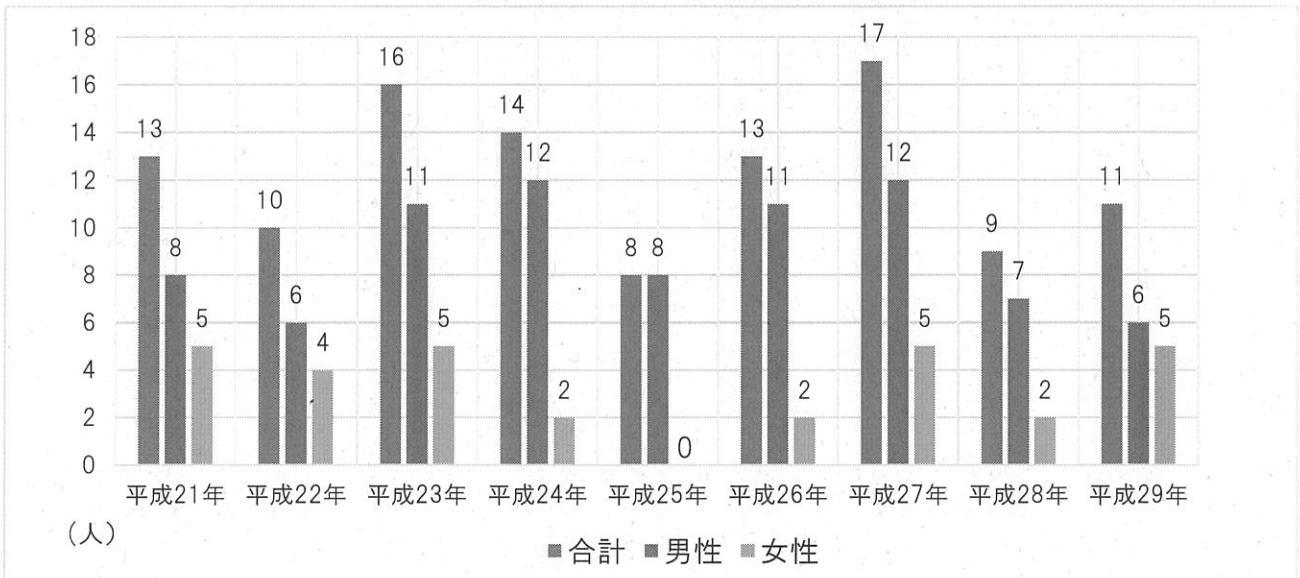
※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 滋賀県における自殺者数の推移



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 守山市における自殺者数の推移

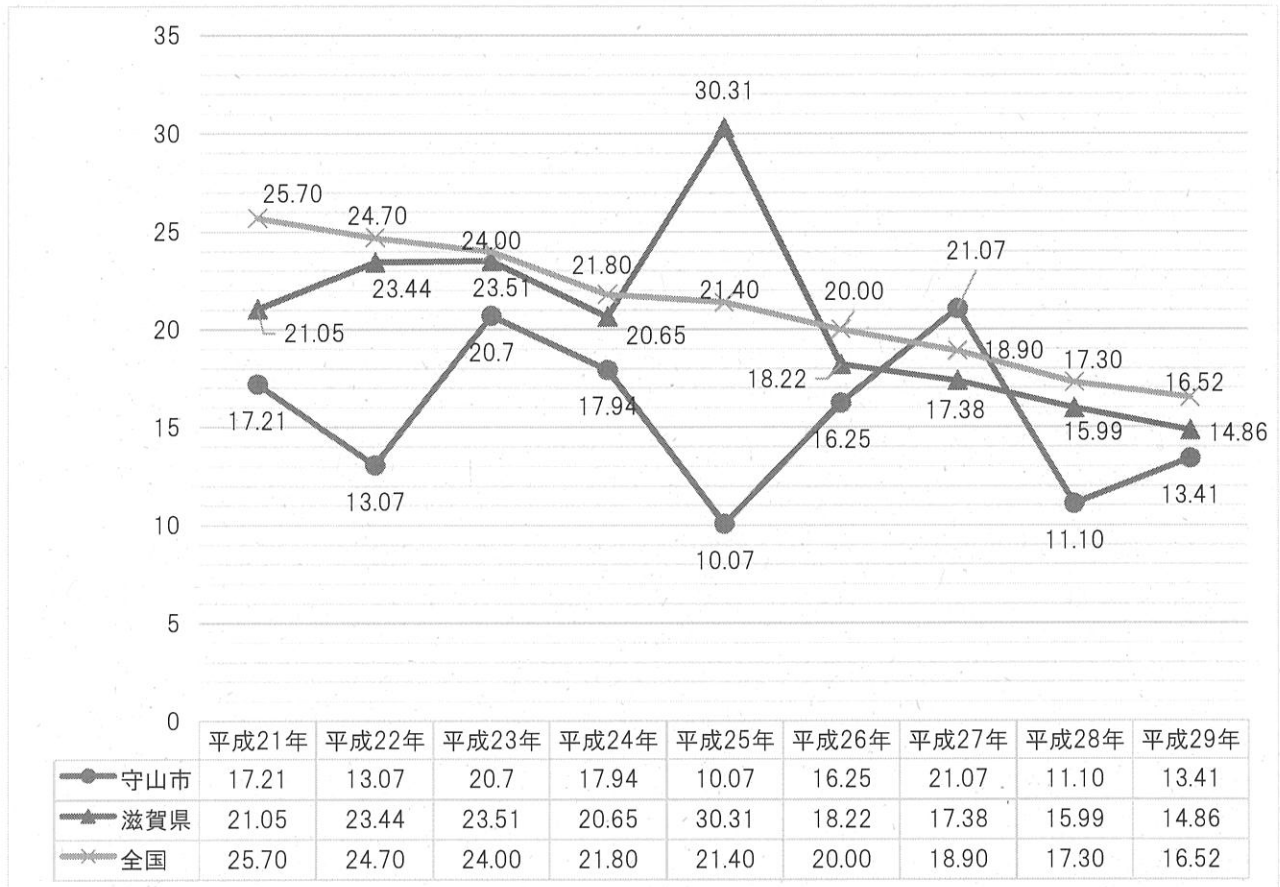


※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

(2) 自殺死亡率の推移について

自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、国や県と比べ、やや低い値で推移しています。しかし、国や県が減少傾向にある一方、守山市では横ばいの状況です。

■ 自殺死亡率の推移（人口10万人あたり）



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

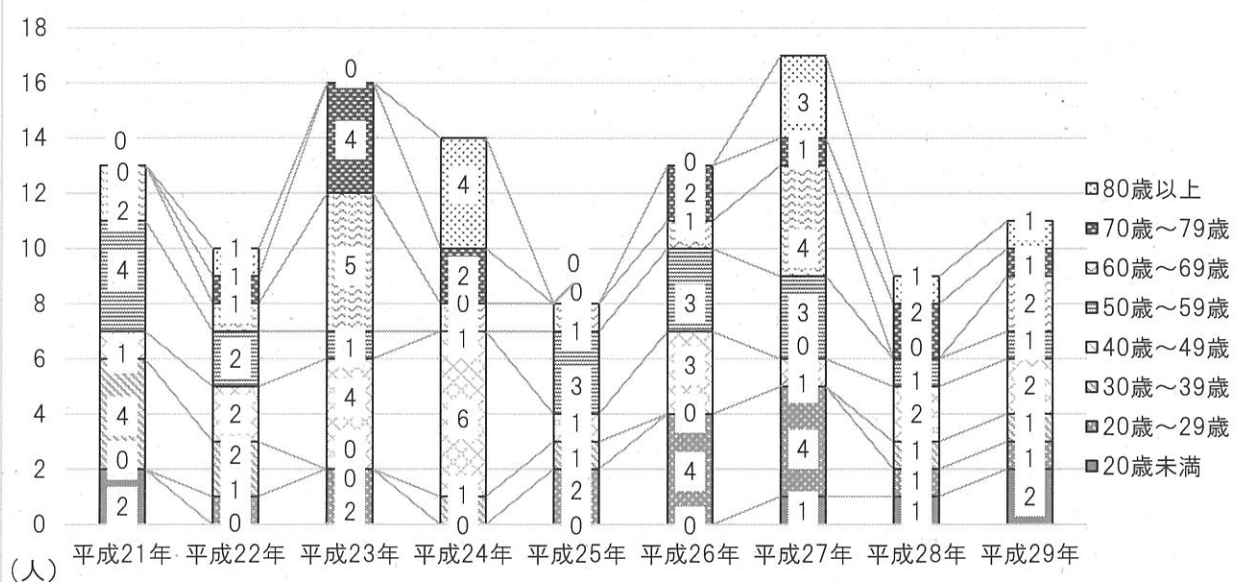
(3) 年齢別自殺者数について

年齢別自殺者数の推移では、40～70 歳代では減少傾向にあるものの、20 歳未満および 20 歳代では増加傾向にあります。

自殺死亡率では、男性の 20 歳未満、20 歳代、50 歳代で、女性の 20 歳未満、20 歳代で全国よりも高くなっています。

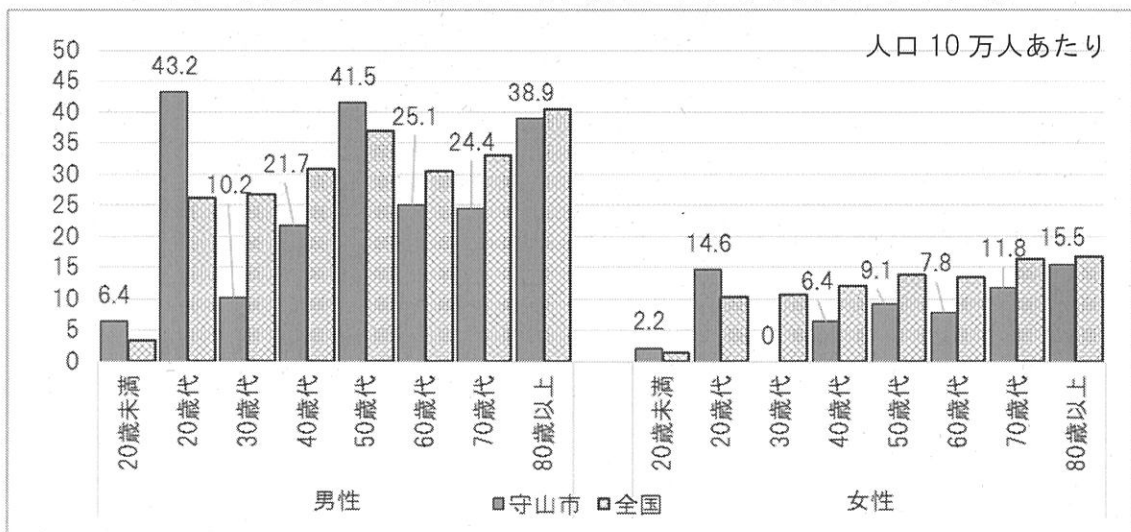
また、県と比較すると、自殺者数全体のうち、20 歳代未満、20 歳代の若年層の割合が守山市で高くなっています。全国的にも、15 歳～39 歳の各年代における死因の第 1 位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べ、ピーク時からの減少率が低い状況です。

■ 守山市における年齢階級別自殺者数の推移（平成 21 年から平成 29 年）



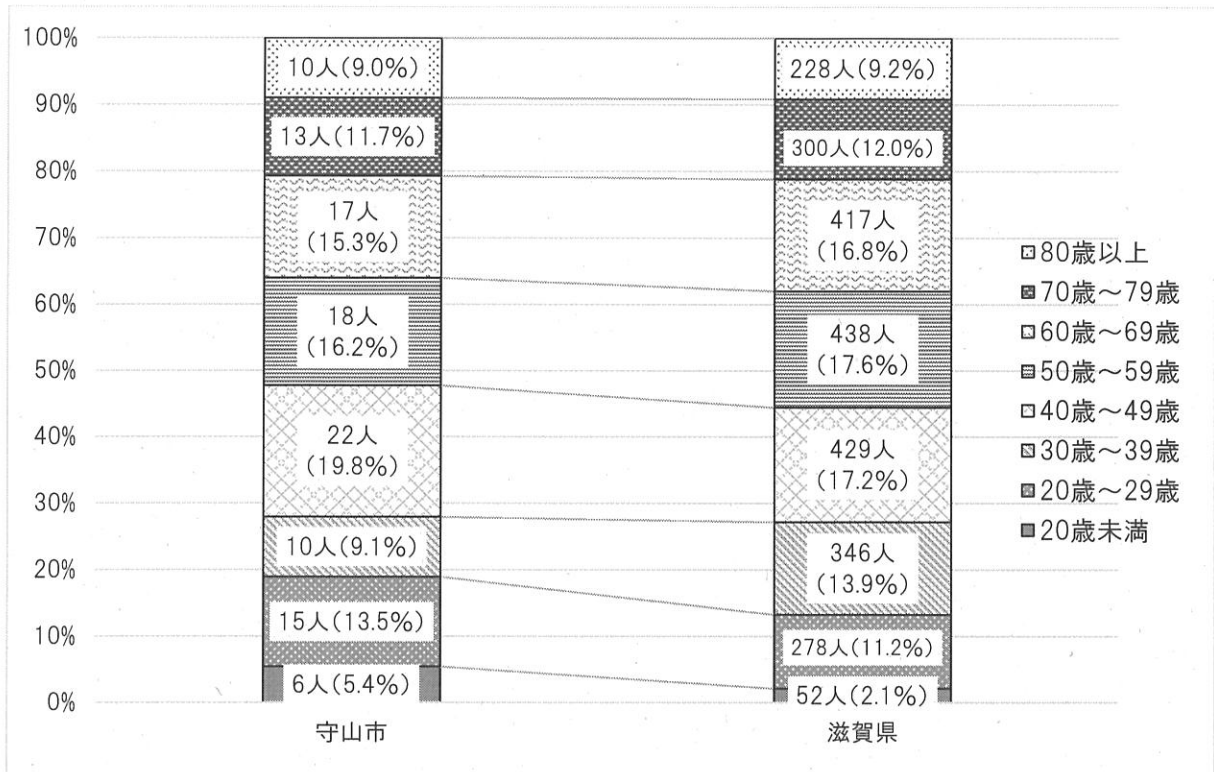
※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 性・年代別の自殺死亡率（平成 25 年から平成 29 年の平均）



※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール (2018)」より

■ 守山市・滋賀県の自殺者の年齢構成（平成21年から平成29年の合計）



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 平成28年における死因順位別にみた年齢階級別・死因死亡数・自殺死亡率・構成割合

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	悪性新生物	95	1.7	21.6	自殺	71	1.3	16.1	不慮の事故	66	1.2	15.0
15～19歳	自殺	430	7.2	36.9	不慮の事故	306	5.1	26.2	悪性新生物	120	2.0	10.3
20～24歳	自殺	1,001	17.0	48.1	不慮の事故	373	6.3	17.9	悪性新生物	159	2.7	7.6
25～29歳	自殺	1,165	19.0	47.0	悪性新生物	315	5.1	12.7	不慮の事故	291	4.7	11.7
30～34歳	自殺	1,253	17.8	37.4	悪性新生物	641	9.1	19.1	不慮の事故	346	4.9	10.3
35～39歳	自殺	1,445	18.2	27.8	悪性新生物	1,326	16.7	25.5	心疾患	495	6.2	9.5
40～44歳	悪性新生物	2,675	28.0	28.9	自殺	1,739	18.2	18.8	心疾患	1,095	11.5	11.8
45～49歳	悪性新生物	4,753	52.1	34.1	自殺	1,888	20.7	13.6	心疾患	1,819	19.9	13.1
50～54歳	悪性新生物	7,696	98.9	39.5	心疾患	2,476	31.8	12.7	自殺	1,853	23.8	9.5
55～59歳	悪性新生物	12,605	168.9	44.5	心疾患	3,488	46.7	12.3	脳血管疾患	2,148	28.8	7.6
60～64歳	悪性新生物	23,343	288.4	48.4	心疾患	5,824	71.9	12.1	脳血管疾患	3,324	41.1	6.9

※構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を100とした場合の割合である。

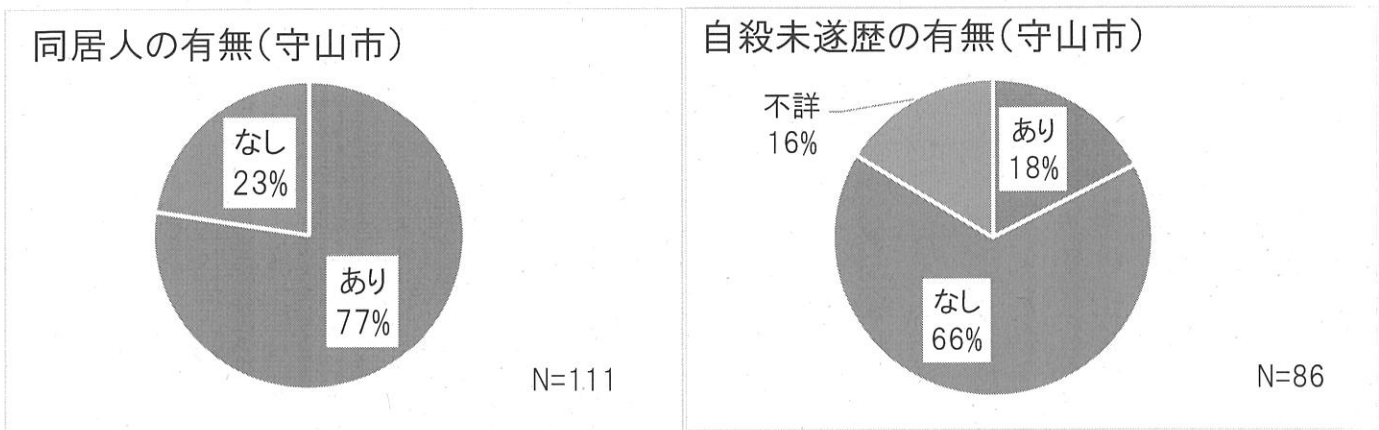
資料：厚生労働省「人口動態推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(4) 自殺者の状況

同居人の有無については、自殺者の約8割が同居している人がおり、県と比較しても、ほぼ同割合でした。

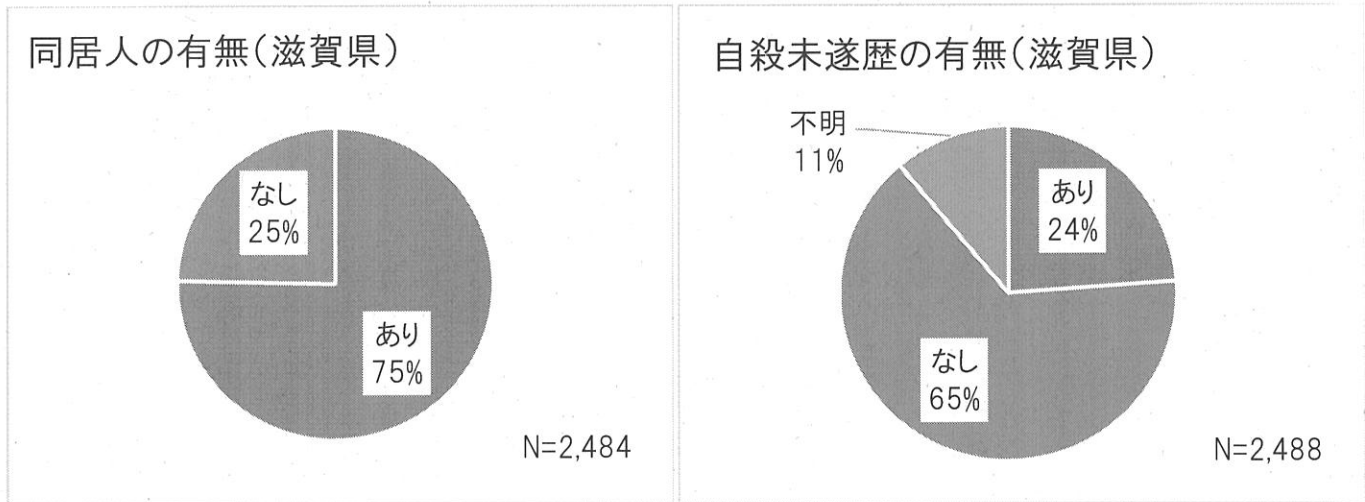
また、自殺者の約7割がこれまで自殺未遂をしたことがない人で、県と比べると、やや自殺未遂歴のある人の割合が少ない現状です。

■ 守山市の同居人と自殺未遂歴の有無（平成21年から平成29年の合計）



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 滋賀県の同居人と自殺未遂歴の有無（平成21年から平成29年の合計）

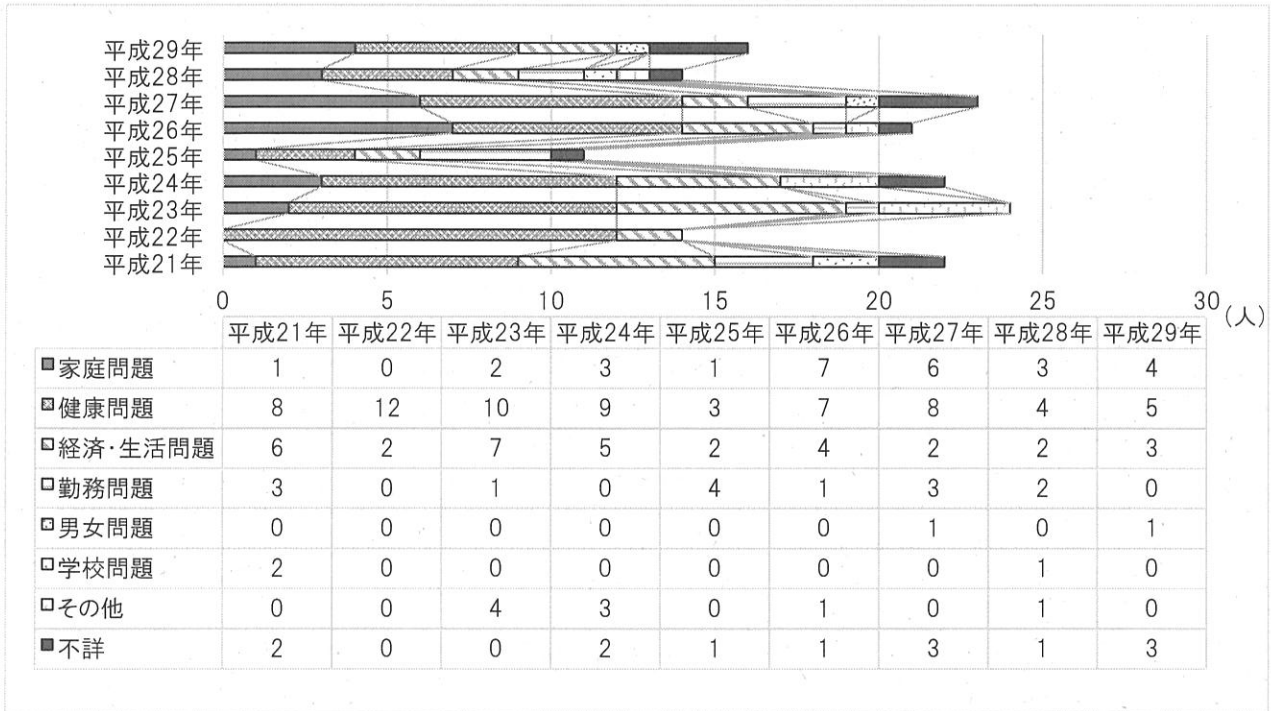


※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

(5) 原因・動機別自殺者数

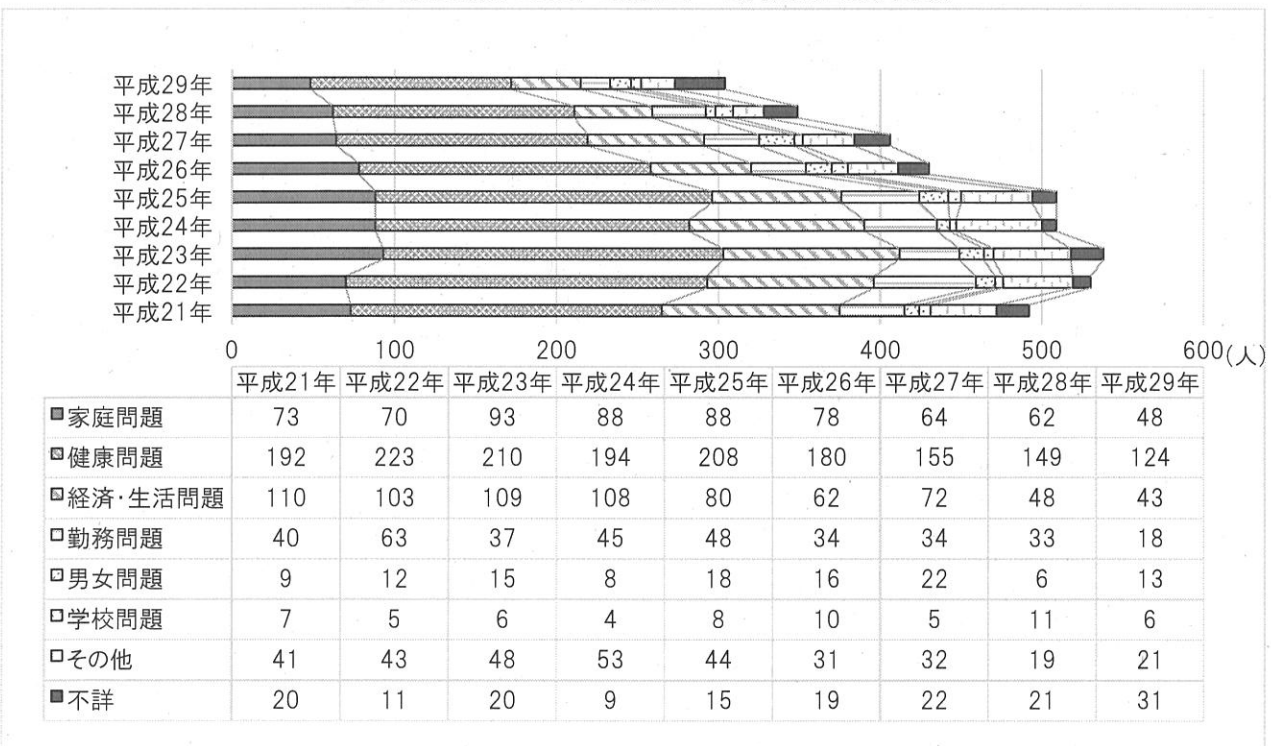
平成29年の原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。滋賀県と比較すると、「家庭問題」の割合が近年高くなっています。

■ 守山市における原因・動機別自殺者数



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 滋賀県における原因・動機別自殺者数



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

(6) 職業別自殺者数

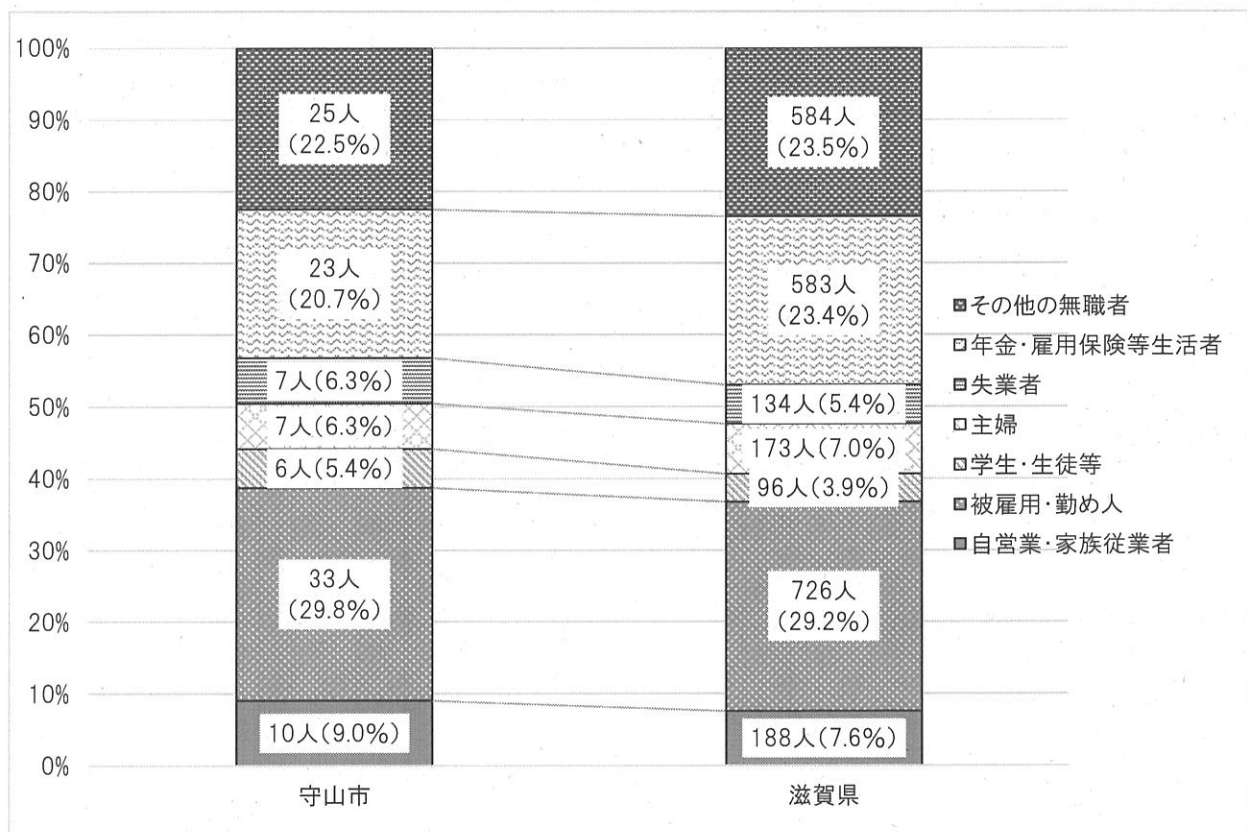
平成 21 年から平成 29 年の自殺者の職業別の状況は、「被雇用・勤め人」が最も多く、全体の約 3 割を占めています。次いで「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」の順となっています。

「その他の無職者」は、精神疾患や身体疾患を抱えて仕事をするのが困難な状況にある人も含まれるものと考えられます。

滋賀県と比べ、「自営業・家族従業者」、「被雇用・勤め人」の割合がやや高く、「年金・雇用保険等生活者」の割合は低くなっています。

また、有職者の自殺の内訳では、「自営業・家族従業者」、「被雇用・勤め人」の割合は全国とほぼ同じです。

■ 守山市・滋賀県における職業別の自殺者数（平成 21 年から平成 29 年の合計）



※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

■ 有職者の自殺の内訳（平成 25 年から平成 29 年）

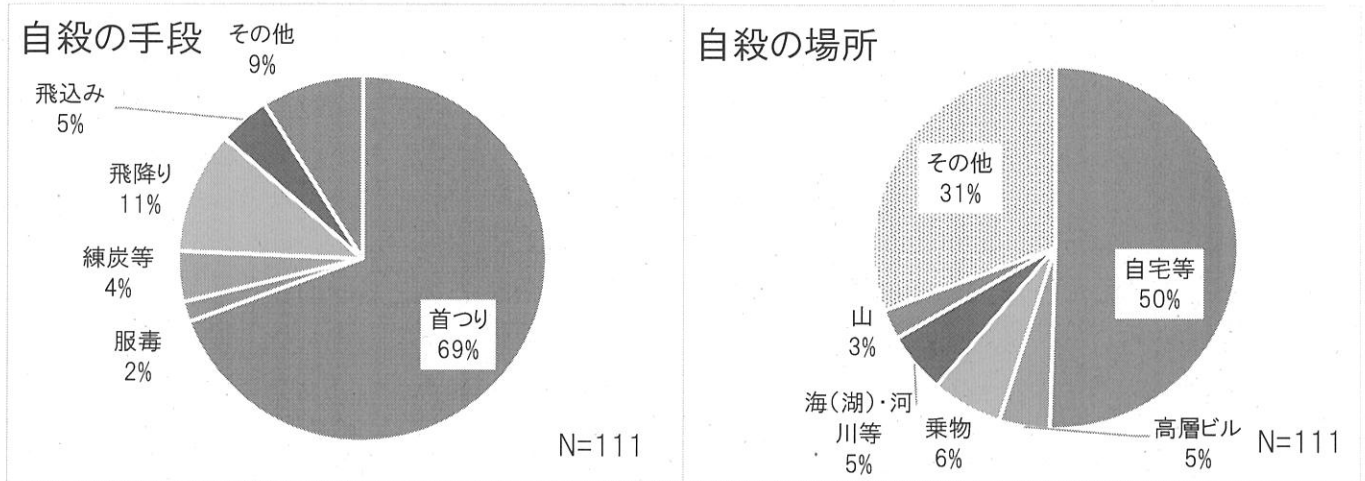
職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	4 人	19.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	17 人	81.0%	79.7%
合計	21 人	100.0%	100.0%

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」より

(7) 自殺の手段と場所

自宅が 50%と半数を占めており、自殺は身近な場所で起きているという実態があります。

■ 自殺の手段と自殺の場所（平成 21 年から平成 29 年の合計）

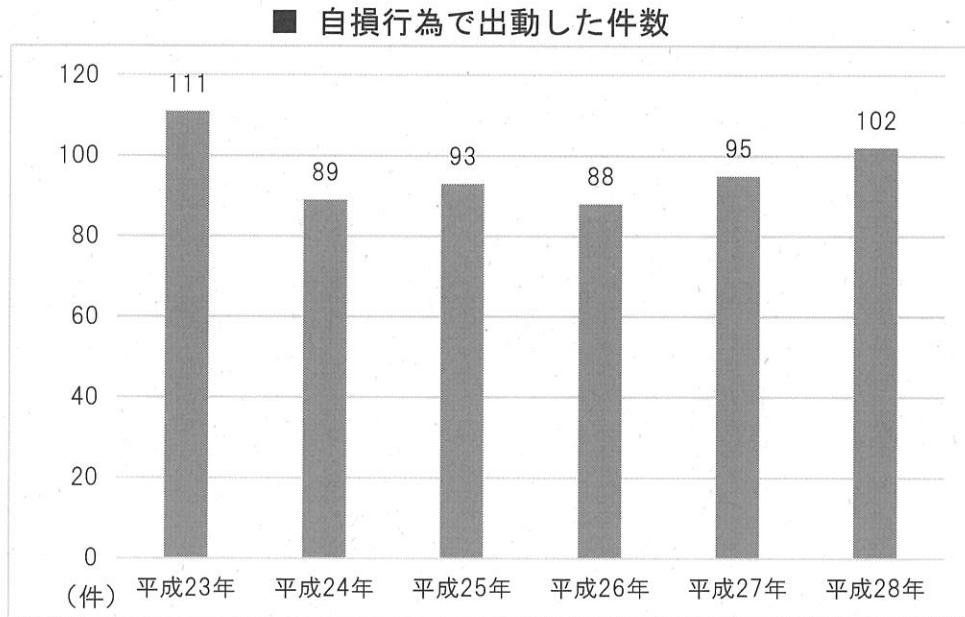


※厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

(8) 自損行為の推移（湖南広域消防局管内）

湖南広域消防局管内の自損行為による出動件数の推移を見ると、平成26年まではやや減少傾向にあります。その後、増加傾向にあります。

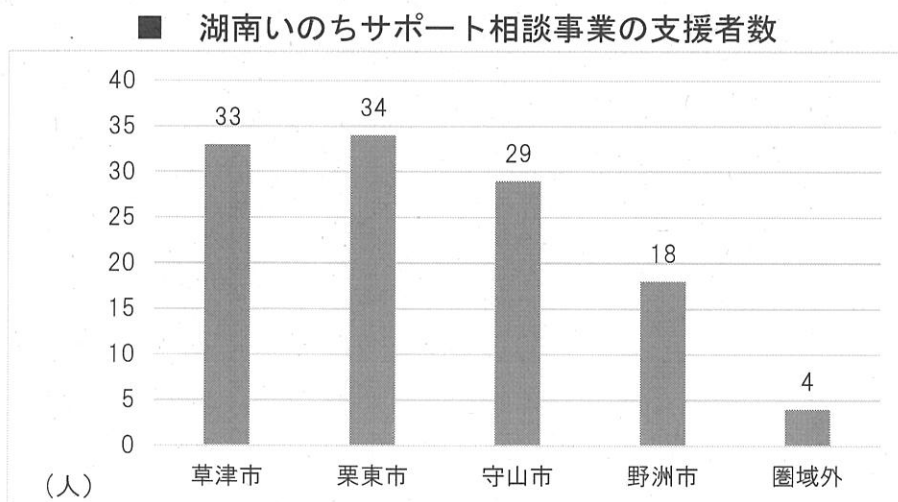
さらに、一般的に自損行為のうち最も多いとされるリストカットについては、必ずしも救急搬送につながっていない場合も考えられることから、出動件数以上に自損行為が発生している可能性があります。



※湖南広域消防局年報より

(9) 湖南いのちサポート相談事業の状況

平成26年の開始時から、29人に対し支援を行いました。

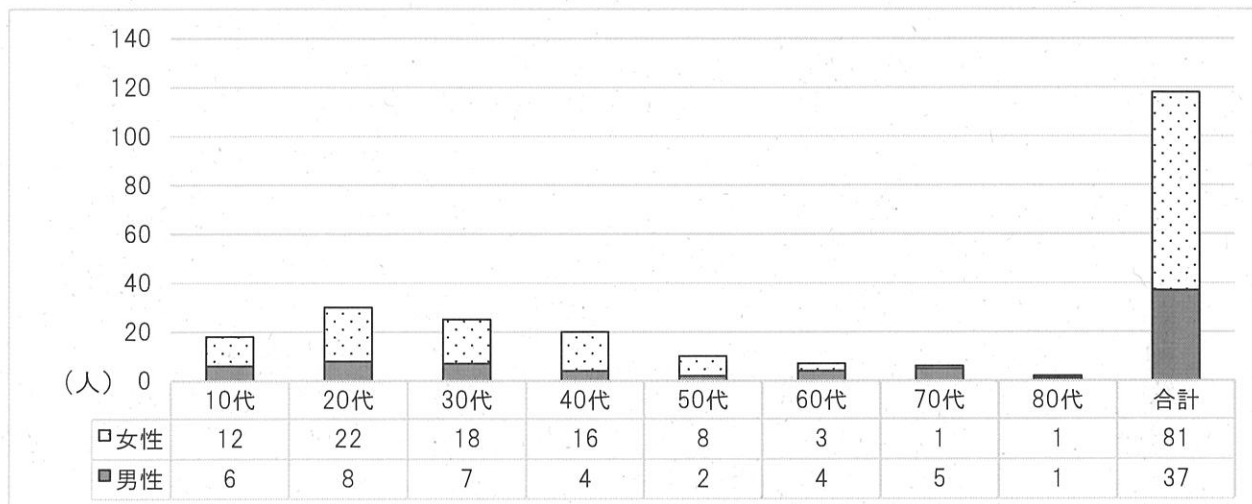


※湖南いのちサポート相談事業より

(10) 湖南いのちサポート相談事業対象者の年齢・性別について

男女別年代別に見ると、20代から30代の女性が最も多くなっています。また、自殺未遂者は女性が多いという現状が窺えます。

■ 男女別年代別自殺未遂者数（平成26年8月1日から平成30年3月15日までの合計）



※湖南いのちサポート相談事業より

(11) 守山市における自殺の特徴

地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツールとして、自殺総合対策推進センターにて、各自治体の「地域自殺実態プロファイル」が作成されました。

当該プロファイルによると、守山市では、働き盛りの男性や無職の男性に自殺が多いという結果が出ています。また、背景にある自殺の危機経路は、さまざまな要因が絡み合っている状況です。

さらに、地域の自殺の特性の評価では、20歳未満は全国市区町村上位10～20%、20歳代、80歳以上では全国市区町村の上位20～40%に入っています。

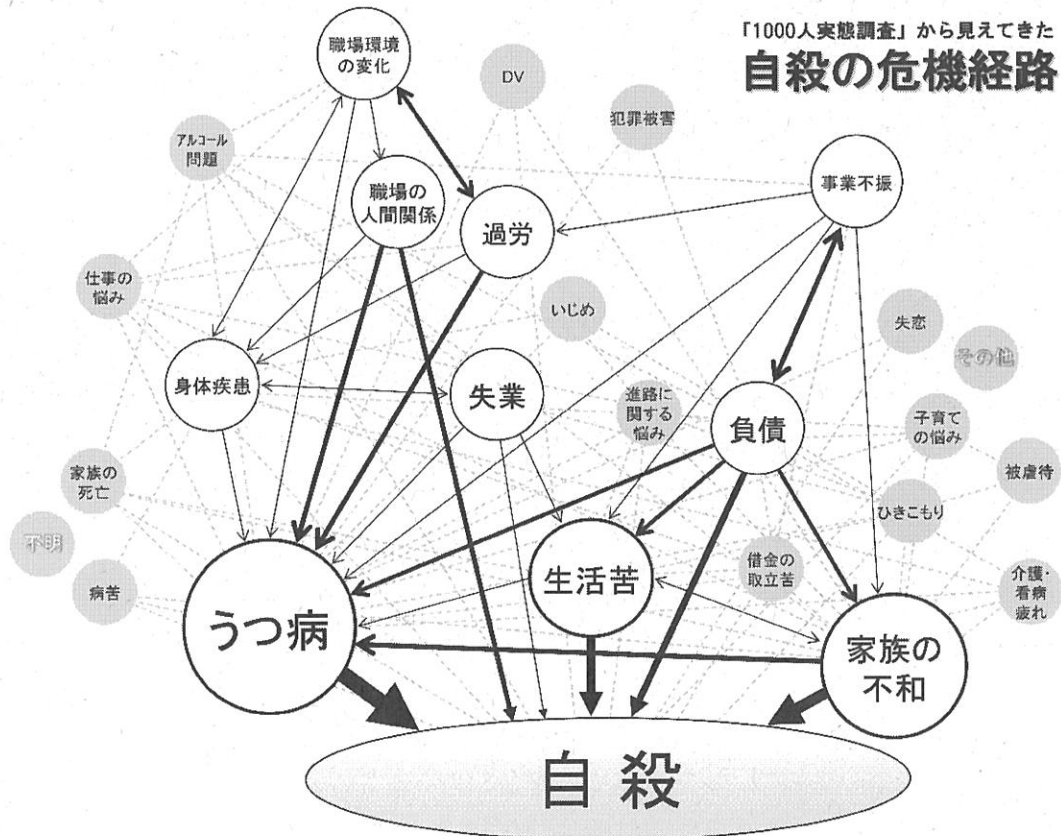
■ 主な自殺の特徴（平成 25 年から平成 29 年）

生活状況別（性別・年齢階級（成人 3 区分）・職業の有無・同居人の有無）の平成 25 年から平成 29 年の合計の自殺者数や自殺死亡率を示しています。

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位 男性 60 歳以上 無職同居	8	13.8%	30.0	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
2 位 男性 40～59 歳 有職同居	8	13.8%	18.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み ＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位 男性 20～39 歳 無職同居	6	10.3%	98.1	①【30 代その他無職】 ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4 位 女性 60 歳以上 無職同居	4	6.9%	9.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位 男性 40～59 歳 無職独居	3	5.2%	510.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2018）」より

■ 自殺の危機経路



■ 地域の自殺の特性の評価（平成 25 年から平成 29 年）

	指標	ランク		指標	ランク
総数 ¹⁾	14.4	—	男性 ¹⁾	22.1	—
20 歳未満 ¹⁾	3.6	★★a	女性 ¹⁾	6.9	—
20 歳代 ¹⁾	24.1	★a	若年者(20～39 歳) ¹⁾	14.9	—
30 歳代 ¹⁾	5.5	—	高齢者(70 歳以上) ¹⁾	20.4	—
40 歳代 ¹⁾	20.2	—	勤務・経営 ²⁾	12.3	—
50 歳代 ¹⁾	21.1	—	無職者・失業者 ²⁾	29.5	—
60 歳代 ¹⁾	15.2	—	ハイリスク地 ³⁾	107%/+4	—
70 歳代 ¹⁾	20.4	—	自殺手段 ⁴⁾	26%	—
80 歳以上 ¹⁾	37.1	★a			

1) 自殺統計にもとづく自殺死亡率（10 万対）。自殺者数 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

2) 特別集計にもとづく 20～59 歳を対象とした自殺死亡率（10 万対）。自殺者数 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地（%）とその差（人）。自殺者（発見地）1 人の減少でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合（%）。首つり以外の割合が多いと高い。

5) ★：全国市区町村上位 20～40%、★★：全国市区町村上位 10～20%を示す。

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」より

(12) 統計データ等から明らかになった守山市の特性

国、県で自殺者数が減少傾向にありますが、守山市では横ばいの状況が続いています。また、自殺死亡率を全国と比較すると、20 歳未満、20 歳代の若年層や 80 歳以上の高齢者で全国よりも高くなっています。そのため「子ども・若者」、「高齢者」に対してより一層自殺対策に取り組む必要があります。

職業別にみると、被雇用・勤め人が最も多く、次いで年金・雇用保険生活者、無職者が多くなっています。滋賀県と比べ、「自営業・家族従業者」、「被雇用・勤め人」の割合がやや高く、「年金・雇用保険等生活者」の割合は低くなっています。

このことから、引き続き「生活困窮者」、「無職者・失業者」への対策に取り組むとともに、「勤務・経営」への対策についても取り組む必要があります。

以上のことから、これまでの自殺対策を引き続き実施することはもとより、「子ども・若者」、「高齢者」や「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「勤務・経営」については、より一層の取組が必要です。

データから見た守山市が重点的に取り組む必要のある集団

- | | |
|----------|-----------|
| ① 子ども・若者 | ② 高齢者 |
| ③ 生活困窮者 | ④ 無職者・失業者 |
| ⑤ 勤務・経営 | |

2 守山市の取組

平成 24 年 3 月策定、平成 28 年 3 月一部改訂の「守山市自殺対策基本指針」に基づき、以下の事業に取り組んできました。

基本的施策 1 自殺予防に向けた普及啓発の充実

(1) 自殺の実態を明らかにする

国の自殺統計や県からの情報を基に、本市の自殺の実態把握を行いました。

自殺と関連する危険因子、保護因子は徐々に解明されてきていますが、本市としての特徴がないか等を踏まえ、毎年の自殺者の状況について確認しています。

(2) 普及啓発活動の推進

① 自殺対策講演会

	テーマ	講師	参加者数
平成 22 年度	市民公開講座	市保健師	51 人
平成 23 年度	「こころが疲れた時の対処を知ろう」	原田 小夜氏	49 人
平成 24 年度	「死んだらあかん ～親父の自殺をみつめなおして～」	北野 誠氏	210 人
平成 25 年度	「こころがほっとする処方せん ～今、私たちにできること～」	香山 リカ氏	365 人
平成 26 年度	「ツレがうつになりまして ～こころの健康を保つ秘訣～」	細川 貂々氏 望月 昭氏	155 人
平成 27 年度	「立原啓裕とこころの健康を考える」	立原 啓裕氏	124 人
平成 28 年度	「出張！ ゴルゴ塾 命の授業」	ゴルゴ松本氏	400 人
平成 29 年度	「自分を支える心の技法」	名越 康文氏	523 人

② 平成 24 年度に行った、守山市商工会議所に所属する事業所に対する実態調査を受け、働き盛り世代への啓発のため、商工会議所の会員に対して研修会を開催するとともに、商工会議所の広報誌に啓発折込を年に 2～3 回実施しました。

③ 自殺予防週間には、駅前街頭啓発や広報、ホームページで自殺や精神疾患についての情報提供を実施しました。

- ④ 高齢者に対しては、高齢者のうつや閉じこもりに関する出前講座や健康教育を実施しました。
- ⑤ 学校教育の現場では、「命」をテーマとした授業等を通して自他の生命を尊重するこころの育成を図り、文部科学省発行の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を教職員に周知・徹底しました。
- ⑥ 守山市、市立各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づき、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、こころの悩みを抱える子どもへの適時適切なカウンセリングを行うことで、こころの安定を図りました。

- ・毎年、自殺者の状況を分析し、守山市の実態等の把握に努めてきましたが、守山市独自で自殺者の実態を把握することは、数的にも少なく、また、限られた属性であるため、保健所、滋賀県の統計や先行研究なども参考にしながら、その傾向を把握する必要があります。
- ・自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しており、深刻なこころの悩みを引き起こしたり、こころの健康に変調をもたらすことで生じるものです。このために、これらを取り除き、負担を軽くすることで、自殺の多くが防げることを啓発していく必要があります。
- ・自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、これらに対する偏見をなくすために、広報紙やホームページ、研修会等による啓発を行うとともに、関係機関と連携して取り組む必要があります。
- ・特に、若年層への啓発として、幼少期からの学校・園での教育活動を含め、命がかけがえのないものであり、自らの命の大切さを深く自覚するとともに、他の命も尊重するような啓発に取り組むことが求められています。

基本的施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

(1) 自殺に関する相談窓口の周知・充実

精神疾患、ひきこもり、発達障害、各種依存症（アルコール・ギャンブル・薬物）、子育て全般、高齢者の介護等、就労、生活困窮、消費者問題などの相談窓口を広報やホームページに掲載するなどして、市民に対する周知を図りました。

(2) 各種相談機関ネットワークの強化

「守山市自殺対策庁内連絡会」や「守山市自殺対策連絡協議会」を毎年複数回開催し、自殺対策における情報共有や検討を随時行いました。

(3) 相談従事者等の資質の向上

平成 21 年度から、市職員やその他関係団体等に対して、自殺を考えている人のサインに気づき、自死によって命が失われないよう支援するため、毎年、ゲートキーパー研修会を開催し、自殺対策に取り組む人材の育成を図りました。

	回数	対象者	人数
平成 22 年度	5 回	窓口職員	92 人
平成 23 年度	7 回	医師会、民生委員・児童委員、健康推進員、湖都の会、介護サービス事業所	425 人
平成 24 年度	5 回	会館コーディネーター、障害者施設職員、老人クラブ、事業所	65 人
平成 25 年度	5 回	教職員、市職員、事業所、銀行、健康推進員	687 人
平成 26 年度	2 回	民生委員・児童委員、事業所、健康推進員	142 人
平成 27 年度	1 回	市職員（専門研修）	21 人
	2 回	介護支援専門員、健康推進員	142 人
平成 28 年度	1 回	民生委員・児童委員	32 人
平成 29 年度	1 回	教職員	28 人

- ・自殺を予防するためには、問題を抱えた人に対する相談支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないように、関係機関とも連携を図り、相談窓口等を周知するための取組を行う必要があります。
- ・自殺には、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など多岐にわたる要因が関係することから、自殺対策は、医療、保健、福祉、教育、労働など幅広い分野にわたる様々な団体や関係機関が行政・民間等の枠を超えて連携、協働して、総合的かつ体系的に取り組む必要があります。
- ・特に若い年代や働き世代の男性の自殺者が多い反面、この年代は相談機関に積極的に相談しないという傾向にあり、孤立した状態になりやすいと考えられます。また、障害等によるひきこもり等で就労することが出来ない人も多く存在しており、支援のないまま生活が困窮して追いつめられる可能性もあります。このため、誰もが相談しやすい体制づくりや各種相談機関ネットワークの強化が必要です。
- ・各種の相談窓口において自殺の危険性の高い人を発見し、適切な対応を図るためには、役割などに応じた研修を繰り返し受講する必要があります。滋賀県精神保健福祉センターや保健所等と連携しながら、自殺対策や精神保健に関する研修会等の充実を図る必要があります。

基本的施策3 こころの健康づくりとこころの病気の早期発見・早期治療の促進

(1) こころの健康づくりの推進

講演会や出前講座などによるこころの健康教育の実施や高齢者の生きがいくくりや居場所づくりの支援等により、こころの健康づくりを推進しました。

(2) こころの病気の早期発見・早期治療の促進

こころの病気の早期発見や早期治療を促進するために、日常の相談の中で精神疾患の疑われる人への訪問活動や受診勧奨を実施しました。

- ・自殺対策を進める上では、行政組織の対応だけではなく、関係機関や民間団体の活動が不可欠なことから、各種相談機関が連携した見守りや相談体制の充実を図る必要があります。
- ・こころの健康づくりにおいて、うつ病などのこころの病気の早期発見・早期治療は重要な課題であり、自殺の原因となる様々なストレスの対応等こころの健康づくりを推進していく必要があります。
- ・自殺のサインに早く気づき、専門機関につなぐなどの適切な対応を図ることが必要です。引き続き、「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するとともに、自らのこころの病気に気づけるような取組を行う必要があります。また、内科医等による精神疾患への治療や、必要に応じてかかりつけ医から精神科医への紹介を行うなどの保健医療のネットワークの確立について、県や保健所の取組と連携して推進を図ります。

基本的施策4 自殺未遂者、遺族等へのケアの充実

(1) 自殺未遂者等ハイリスク者への対応

平成26年度から、草津保健所管内では滋賀県精神保健福祉センターが主体となり、自殺未遂者やその家族等に対し相談支援を行うことで再び自殺行為に及ぶことを防止することを目的とする「湖南いのちサポート相談事業」が開始されました。これにより、自殺未遂者の情報を把握し、県と連携して支援する仕組みが構築されました。

事業の開始から29人の未遂者に対して、再度の自殺企図を予防するため、個別支援を行いました。

(2) 自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実

自死遺族や周囲の人に対して、相談や支援等を行うことでこころのケアを実施しました。

- ・未遂者が再度の自殺を企図したり、遺族等が後追い自殺や大きな心理的影響を受けることがあることから、将来の予防の意味も込め、ケアに積極的に取り組む必要があります。
- ・自殺者や自殺未遂者の把握を早期の段階で把握することが難しく、遺族および周囲の人へのこころのケアのための取組を十分に実施することができていません。今後も、関係機関等との連携により、自死遺族の把握に努めつつ、自殺や自殺未遂の発生直後に遺された家族や職場の同僚等、周囲の人に与える影響を最小限とするとともに、新たな自殺の予防や心理的影響を緩和するためのケアに取り組む必要があります。

3 今後の方針のまとめ

平成19年には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定され、国をあげて自殺対策に取り組んできました。その結果、自殺者数は平成22年以降、減少傾向にあり、国をあげての対策が一定の効果をあげていると推測されます。

しかし、守山市の自殺者数は横ばいで経過しており、毎年12人程度の市民が自殺で尊い命を落とされている現状に変わりありません。特に子ども・若者や高齢者などでは自殺者数の減少がみられないことから、これまでの自殺対策を引き続き実施するとともに、若年層などの自殺対策により一層取り組むことが求められます。

これまで、自殺対策講演会や普及啓発活動、ゲートキーパー研修などの対策に取り組んできましたが、まだ自殺や精神疾患に対する理解が十分に得られている状況ではなく、自殺対策に関する周知・啓発を行っていく必要があります。

また、自殺対策において、こころの健康づくりとうつ病などのこころの病気の早期発見・早期治療は重要な課題であり、自殺の原因となる様々なストレスの対応等こころの健康づくりを推進していく必要があります。

そして自殺を予防するためには、問題を抱えた人に対する相談支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、関係機関とも連携を図り、相談窓口等を周知するための取組が必要です。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。これまで自殺対策としてさまざまな取組を行ってきましたが、精神保健分野の視点だけでなく、社会・経済分野の視点等を含む包括的な取組が重要であることから、関係機関とも連携し、さらなる充実に取り組んでまいります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市のまちづくりの基本となる「第5次守山市総合計画」では将来の都市像を『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』と設定しています。

また「第2次健康もりやま21」でも基本理念を『生涯を通じた健康づくりの「わ」で輝く人づくり、地域づくり』としていることから、この自殺対策計画でも、「わ」を重視した基本理念を設定し、さまざまな対策を講じ、「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」を目指します。

こころの健康づくりの「わ」で ふれあい・気づき・つながる・いのちのプラン

2 自殺対策における基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などにより、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程があると考えられるからです。

自殺に至った人の大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、深刻な状態

守山市の自殺者数は、平成21年から年間約12人前後で推移してきています。国や県では、減少傾向にありますが、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ず、若年層では、20歳未満の自殺死亡者数は概ね横ばいであることに加え、15歳から44歳までの死因の第一位が自殺となっています。

かけがえのない尊い命が、自殺に追い込まれている現状は深刻であり、さらなる取組の強化が必要です。

3 守山市の基本施策と重点施策について

(1) 基本施策について

国は、全国的に実施することが望ましい自殺対策事業について、次の5つを基本施策として推進していくこととしています。

本市においては、これまでの指針に基づく対策からみた課題を踏まえ、包括的に更なる推進を図る必要性があることから、国の基本施策に基づき、指針との整合を図りながら、次の5つを基本施策として推進していきます。

国	守山市
『地域自殺対策政策パッケージ』より	
<p>【基本施策1】 <u>地域におけるネットワークの強化</u> 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化する。</p>	<p>【基本施策1】 <u>地域におけるネットワークづくり</u> 「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」を実現するために、保健・福祉・教育・労働・法律など様々な領域が積極的に自殺対策に参画することができる環境づくりを行います。 <u>(主な事業)</u> 守山市自殺対策連絡協議会、守山市自殺対策庁内連絡会、生活支援相談室や商工会議所等関係機関との連携強化など</p>
<p>【基本施策2】 <u>自殺対策を支える人材の育成</u> さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のために人材育成の方策を充実させる。</p>	<p>【基本施策2】 <u>自殺予防のための相談・支援の充実</u> (指針 基本的施策2 自殺予防のための相談・支援の充実) 自殺を予防するためには、問題を抱えた人に対する相談支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、関係機関とも連携を図り、相談窓口等を周知するための取組を行います。 また、誰もが「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー研修等を実施し、人材の育成を図ります。 <u>(主な事業)</u> ゲートキーパー研修、市職員の自殺対策研修、相談窓口の周知など</p>

【基本施策3】

住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う。

【基本施策3】

自殺予防に向けた普及啓発の充実

(指針 基本的施策1 自殺予防に向けた普及啓発の充実)
命の大切さの理解を深めるとともに、悩みを抱えたときに気軽にこころの健康問題の相談機関を利用できるよう、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取組を推進します。

(主な事業)

企業へのちらし等による啓発、こころの健康づくりに関する健康教育の実施など

【基本施策4】

生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことである。このような観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進する。

【基本施策4】

生きることの促進要因への支援

(指針 基本的施策3 こころの健康づくりとこころの病気の早期発見・早期治療の推進)

基本的施策4 自殺未遂者・遺族等へのケアの充実)

自殺未遂者への支援や遺族への支援だけでなく、こころの健康づくり、居場所づくり、生きがいづくりなどを通して、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

(主な事業)

居場所づくりによる閉じこもり防止、精神医療との連携による精神疾患の早期発見・治療、自殺未遂者への支援、LGBT等の人権に関する啓発など

【基本施策5】

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を全国的に展開していくためには、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標として、学校の教育活動として位置づけ、地区担当の保健師等地域の専門家が授業を行うという形で実施していくことが考えられる。

【基本施策5】

子ども・若者対策の強化

命をテーマとした授業やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるこころの悩み相談、ひきこもりに関する相談等を行うとともに、保健と教育等が連携をさらに強化し、子ども・若者が相談しやすい環境づくりなどに取り組みます。

(主な事業)

スクールカウンセラーによる相談、ひきこもりに関する相談、教職員へのゲートキーパー研修など

基本施策

具体的な取組

基本施策1 地域におけるネットワークづくり	(1)関係機関との連携強化・活動支援
基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実	(1)自殺に関する相談窓口の周知・充実 (2)相談従事者の資質の向上 (3)ゲートキーパーの養成
基本施策3 自殺予防に向けた普及啓発の充実	(1)自殺の実態を明らかにする (2)普及啓発活動の推進
基本施策4 生きることの促進要因への支援	(1)こころの健康づくりの推進 (2)こころの病気の早期発見・早期治療の促進 (3)自殺未遂等ハイリスク者への対応 (4)自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実 (5)生きることの促進要因への支援
基本施策5 子ども・若者対策の強化	(1)学校と連携した取組の強化 (2)SOSの出し方教育

(2) 重点施策について

「守山市の自殺者の特性」の特徴を踏まえ、「子ども・若者」、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「勤務・経営^{*1}」の5つが重点的に取組課題として明らかになっていることから、これらについて重点的に取り組みます。

重点施策

具体的な取組

重点施策1 子ども・若者への支援	(1)妊産婦への取組 (2)児童・生徒への取組 (3)生きづらさを抱えた若者への取組
重点施策2 高齢者への支援	(1)窓口の周知啓発 (2)高齢者の相談支援 (3)認知症高齢者への取組 (4)介護者・介護保険事業者への取組
重点施策3 生活困窮者への支援	(1)困窮の脱却に向けた取組 (2)多重債務・消費者問題への取組
重点施策4 無職者・失業者への支援	
重点施策5 働く人 ^{*1} への支援	(1)就労に対する取組 (2)働く人への啓発 (3)自営業者への取組

※1：「勤務・経営」とは有職者の自殺の割合等を指すものであり、わかりやすい表現に変更しました。

4 計画の基本目標

国の自殺総合対策大綱において、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べ 30%減少させるという数値目標を掲げていますが、守山市では、平成 29 年（2017 年）にすでに目標を達成した状況にあります。

そのため、第 2 次健康もりやま 21 の分野別「休養とこころの健康」において自殺者数を平成 34 年（2022 年）までに「現状よりも減少 0 に近づける」という目標を設定していることから、次のように目標値を設定します。

項目	指標	現状		目標
		平成27年 (2015年)	平成29年 (2017年)	平成34年 (2022年)
自殺者数 ^{※1} の減少	自殺者数	17人	11人	現状より減少させ、 0 に近づける
自殺死亡率 ^{※2} の減少	自殺死亡率 ^{※2}	21.07	13.41	現状と比べて減少 ^{※3}

※1 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

※2 自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数

※3 国の数値目標の考え方によると、本市の自殺死亡率は平成 27 年と比べ 30%減少させると 14.75 となり、現状（平成 29 年）の 13.41 より高くなるため、目標（平成 34 年）は「現状と比べて減少」と設定することとします。

第4章 実施計画

★については、重点施策にも掲載

第4章 実施計画

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークづくり

「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」を実現するために、保健・医療・福祉・教育・労働・法律など様々な領域が積極的に自殺対策に参画することができる環境づくりを行います。

(1) 関係機関との連携強化・活動支援

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
1	守山市自殺対策連絡協議会を中心とする連携の強化	守山市自殺対策連絡協議会を中心に関係機関・関係団体で、情報の共有や連携により自殺対策の推進を図ります。	すこやか生活課	守山野洲医師会、滋賀県司法書士会、守山市民生委員児童委員協議会、守山商工会議所、滋賀いのちの電話など
2	守山市自殺対策庁内連絡会を中心とする総合的な自殺対策の推進	庁内の関係課で、情報の共有や連携を図り、総合的な自殺対策の推進を図ります。	すこやか生活課	納税課、市民協働課、健康福祉政策課、長寿政策課、地域包括支援センター、障害福祉課、こども家庭相談課、発達支援課、商工観光課、学校教育課など
3	民生委員・児童委員による地域見守り活動の支援	民生委員・児童委員による生活困難者等の見守り・各種相談を支援し活動の周知を図ります。	健康福祉政策課	守山市民生委員児童委員協議会
4	守山市精神障がい者・家族会さざなみの会、精神障害者支援ボランティアの活動支援	精神障がい者・家族会さざなみの会会員への相談支援や精神障害者支援ボランティアに対する育成や団体支援を行うとともに必要な人に活用の周知を図ります。	障害福祉課	守山市精神障がい者・家族会さざなみの会、メンタルスマイル、すこやか生活課

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
5	断酒会の活動支援	断酒会会員への相談支援、団体支援を行うとともに、必要な人に活用周知を図ります。	障害福祉課	滋賀県断酒同友会守山支部
		断酒会等の情報提供を行いながら、相談支援を行います。	すこやか生活課	

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

自殺を予防するためには、問題を抱えた人に対する相談支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、関係機関とも連携を図り、相談窓口等を周知するための取組を行います。

自殺には、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など多岐にわたる要因が関係することから、自殺対策は、医療、保健、福祉、教育、労働など幅広い分野にわたる様々な団体や関係機関が行政・民間等の枠を超えて連携、協働して、総合的かつ体系的に取り組めます。

また、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。そのため、誰もが「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

(1) 自殺に関する相談窓口の周知・充実

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
6	相談窓口の周知	講演会や健康イベント、健康講座等で、相談窓口リーフレットを配布するとともに、広報やホームページ、有線放送等で、相談機関の周知啓発を行います。	すこやか生活課	関係各課
7	こころの健康についての相談支援	うつ病や精神疾患やこころの健康について関係課と連携を図りながら、相談支援を随時実施します。	すこやか生活課	地域生活支援センター「風」、草津保健所など
		関係機関と連携を図りながら、相談支援と福祉サービスの制度説明を行います。	障害福祉課	
8	いのちの電話の周知および支援	相談窓口の周知を図るとともに、相談者養成講座への参加者の募集等の支援を行います。	すこやか生活課	関係各課、滋賀いのちの電話

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
9	こころの電話の周知	あらゆる機会を利用して、相談窓口の周知に努めます。	すこやか生活課	関係各課
10	自殺のリスクが高い人に対する継続支援	相談者は、様々な問題を抱えていることがあり、庁内関係課、医療機関等と連携を図りながら相談支援を行います。	すこやか生活課	関係各課、医療機関など
		庁内関係課、医療機関等と連携する中、相談支援を行います。	障害福祉課	
		関係機関・関係者と連携を図り、情報を共有することで重層的な支援体制の構築に努めます。	健康福祉政策課 生活支援相談室	
11	こころの健康についての相談の充実	精神疾患の恐れのある人や精神障害を抱えている人の、相談従事者に対しスキルアップを図るとともに、困難事例については、草津保健所の事例検討会などの機会を利用し支援します。	すこやか生活課	滋賀県立精神保健福祉センター、草津保健所
★ 12	子育て全般についての相談	家庭児童相談、赤ちゃん訪問および学校・園訪問により、継続的に支援が必要な家庭については、関係機関と連携しながら情報共有をし、支援を行います。	こども家庭相談課	すこやか生活課、 民生委員・児童委員
		各事業等のなかで、パンフレット等を活用して相談機関を周知します。また、訪問や相談等により継続的な支援が必要と判断された時には、子育て関係課と連携し、支援を行います。	すこやか生活課	こども家庭相談課、保育幼稚園課、こども政策課など

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 12	子育て全般についての相談	市地域子育て支援センターおよび市内こども園・保育園・幼稚園において子育て相談を行い、保護者の不安に共感したり、寄り添ったりしながら支援します。また、必要な親子については関係機関と連携・情報共有し、さらなる支援に努めます。	こども政策課 保育幼稚園課	こども家庭相談課、すこやか生活課、子育て支援センター、市内こども園・保育園・幼稚園など
★ 13	ひとり親家庭等支援についての相談	ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、母子・父子自立支援相談員による各種相談、経済的支援を行い、ひとり親家庭の負担の軽減を図ります。 さらに、経済的支援が必要な家庭は生活支援相談室につなぎ、支援を行います。	こども家庭相談課	生活支援相談室
		「DV防止基本計画」に基づき、施策を推進します。DV相談は、あらゆる観点から傾聴し、迅速かつ慎重な対応に努めます。緊急を要する場合は、警察や婦人相談所と連携するなど危機感をもって被害者の安全確保に努めます。	こども家庭相談課	守山警察署、婦人相談所など
		各種事業や相談等を利用し、DVの早期発見に努め、女性・子どもの安全確保に努めます。	すこやか生活課	
★ 14	ひきこもりについての相談	ひきこもり支援センター、発達支援課や障害福祉課等と連携を図りながら、相談支援を実施します。	すこやか生活課	障害福祉課、発達支援センター、ひきこもり支援センター
		ひきこもり支援担当職員が、一人ひとりの悩みや状態をしっかりと聞き出す中で、社会参加のきっかけとなる居場所の紹介、就労体験に関する相談のほか、発達障害の相談に応じる市発達支援センターなどの専門的な支援を行う機関への紹介を通じて、早期自立をサポートします。	生活支援相談室	

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 15	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員の相談	スクールカウンセラーの支援により、教職員のカウンセリング力や子どものアセスメント力の向上を図ります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員との連携を深め、個々の課題に応じた的確な支援を継続して行います。	学校教育課	市内小中学校
★ 16	学校への啓発	「守山市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」・「不登校対応マニュアル」の内容を各校で研修し、子どものうつの早期発見・早期対応の徹底を図ります。	学校教育課	市内小中学校
		学校教育課と連携を図りながら、学校への啓発の実施方法について検討します。	すこやか生活課	学校教育課
★ 17	発達や発達障害についての相談	心理職およびコーディネーターを中心に、発達に関する相談や進路・就労の相談を行い、関係機関と連携しながら必要な支援を提供します。	発達支援課	保育幼稚園課、こども政策課、生活支援相談室、市内小中学校など
		乳幼児健診等の際に、発達相談を早期に受けやすい雰囲気づくりや、声掛けを行い、より適切な時期に支援につなげます。	すこやか生活課	
		障害者手帳取得や福祉サービス利用に向けての相談に応じます。	障害福祉課	
★ 18	学習支援	おおむね高校生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援を行います。	生活支援相談室	健康福祉政策課、こども家庭相談課、学校教育課、学校など
★ 19	若者しごと悩み相談	就職に対し不安を持つ若者、就労に意欲のない若者の保護者等を対象にカウンセリングを行います。	商工観光課	生活支援相談室

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 20	就労準備支援	「社会との関わりに不安がある」、 「他の人とのコミュニケーションが うまくとれない」など、直ちに就職 が困難な人に対し、一般就労に向け た相談や支援を行います。	生活支援相談室	障害福祉課、発達 支援センター、ひ きこもり支援セ ンター、居場所の 会「レリーフ」な ど
★ 21	就労に関する相談	阻害要因により働きたくても働くこ とができない相談者に対し就労相談 をはじめとする支援を行います。	商工観光課 生活支援相談室	すこやか生活課、 発達支援課、草津 公共職業安定所 など
		雇用の安定および労働力の質的な向 上を図るため、就労に関する教育訓 練費の補助を行います。	商工観光課	
22	精神障害者保健福祉 手帳、自立支援医療費 (精神通院)支給認定 申請についての相談	制度説明および申請受付を行い、制 度の周知を図ります。	障害福祉課	医療機関
23	精神障害者地域生活 支援センター「風」へ の相談事業の委託	湖南4市で、精神障害者地域生活支 援センター「風」に相談支援事業の 委託を行い、連携を図ります。	障害福祉課	精神障害者地域 生活支援センタ ー「風」
★ 24	生活困窮についての 相談	困窮からの脱却に向け、本人と課 題を共有し、自立に向けた支援に 取り組みます。	生活支援相談室	健康福祉政策課、 納税課、税務課、 国保年金課、消費 生活センター、こ ども家庭相談課、 障害福祉課、建築 課、学校教育課、 地域包括支援セ ンター、すこやか 生活課、社会福祉 協議会、医療機 関、法テラスなど

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 25	家計支援事業	家計に問題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた、生活の再建を支援します。	生活支援相談室	社会福祉協議会、納税課、税務課、国保年金課、消費生活センターなど
★ 26	多重債務・消費者問題等の相談	多重債務や消費者問題に関する相談支援を行います。	消費生活センター	守山市くらしの安全ネットワーク(社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、警察、医療機関、びわ湖あおぞら会、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、庁内関係各課)
★ 27	守山市くらしの安全ネットワークの活用	多重債務を中心とする経済問題・生活問題について関係課・関係機関との連携を図り、相談・支援に取り組みます。	消費生活センター	守山市くらしの安全ネットワーク(社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、警察、医療機関、びわ湖あおぞら会、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、庁内関係各課)
★ 28	高齢者の介護等についての相談	総合相談や家族介護者教室等を活用し、介護負担の軽減を図ることで、介護疲れによる自殺予防に努めます。	地域包括支援センター	在宅医療・介護連携サポートセンター等
		窓口において随時、介護保険に関する相談に応じ、内容によっては地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンターと連携して支援を行います。 加えて、広報等の掲載、すこやかセンターだよりやパンフレット・出前講座等を通じて制度の周知を行います。	介護保険課	

★ 29	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援	うつ、閉じこもり状態にある高齢者を早期に把握し、訪問・相談を実施することで、必要なサービスの利用につなげます。	地域包括支援センター	介護保険事業所、 介護保険課
★ 30	認知症介護者への訪問	認知症高齢者を介護している介護者を対象に訪問し、介護負担の軽減を図ることで、自殺等を予防します。	地域包括支援センター	介護保険事業所
31	アルコール依存についての相談	断酒会等の情報提供を行いながら、相談支援を行います。	すこやか生活課	滋賀県立精神保健福祉センター、 草津保健所、滋賀県断酒同友会守山支部
		断酒会の活動案内を行います。	障害福祉課	
★ 32	ギャンブル依存についての相談	滋賀県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係課と連携した支援を行います。	すこやか生活課	滋賀県立精神保健福祉センター、 草津保健所
33	薬物依存についての相談	滋賀県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係課と連携した支援を行います。	すこやか生活課	滋賀県立精神保健福祉センター、 草津保健所

(2) 相談従事者の資質の向上

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
34	相談従事者の資質の向上	こころの健康づくり、自殺対策等の研修会等にも積極的に参加し、相談従事者の資質の向上に努めます。	すこやか生活課	関係各課

(3) ゲートキーパーの養成

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
35	ゲートキーパー研修の実施	自殺の現状や相談機関の紹介、相談時の対応スキルの向上を図るための研修会を実施します。	すこやか生活課	関係各課

基本施策 3 自殺予防に向けた普及啓発の充実

(1) 自殺の実態を明らかにする

守山市独自で自殺者の実態を把握することは、母集団の数が少なく、また、限られた属性であるため、県や保健所の統計、先行研究なども参考にしながら、その傾向を把握する必要があります。

守山市の実態に応じた効果的な自殺対策を計画的に推進するためにも、人口動態統計などの統計資料や、庁内関係課や県、保健所および関係機関が所有する情報を共有しながら、実態把握に取り組むとともに、市民や関係機関、庁内関係課に情報提供をします。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
36	統計等による自殺の実態分析	警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、実態把握、分析を行います。また滋賀県より、市の自殺統計の情報を得ながら、統計をまとめ、当市の傾向分析に活かします。	すこやか生活課	国、県
★ 37	母子健康手帳発行時のアンケート	母子健康手帳発行時には、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握します。把握した情報から妊婦に対して、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施します。また、必要時子育て関係課とも連携を行い、情報共有しながら支援します。	すこやか生活課	こども家庭相談課
★ 38	産後うつの発見	新生児訪問にて、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行い、実態を把握するとともに早期受診や継続支援へつなげます。	すこやか生活課	こども家庭相談課、関係各課、医療機関など
39	自殺の実態の把握	滋賀県湖南いのちサポート相談事業で関わった自殺未遂者の情報を基に実態を把握し、当市の傾向分析につなげます。	すこやか生活課	医療機関、草津保健所など

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
40	守山市自殺対策連絡協議会における情報提供	自殺に関する統計資料を協議会にて情報提供し、情報共有を図ります。	すこやか生活課	守山市自殺対策連絡協議会

(2) 普及啓発活動の推進

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しており、深刻なこころの悩みを引き起こしたり、こころの健康に変調をもたらすことで生じるものです。このために、これらを取り除いたり、負担を軽くすることで、自殺の多くが阻止できることを啓発していく必要があります。

このため、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、これらに対する偏見をなくすために、広報紙やホームページ、研修会等による啓発を行うとともに、関係機関と連携して取り組みます。

また、幼少年期からの学校・園での教育活動を含め、命がかげがえのないものであり、自らの命の大切さを深く自覚するとともに、他の命も尊重するような啓発に取り組みます。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
41	広報・ホームページ等による啓発	広報の特集記事やホームページ等により、自殺や精神疾患についての情報提供、啓発を実施します。	すこやか生活課	関係機関など
42	自殺予防週間、自殺対策強化月間、いのちの日等にあわせた普及啓発	自殺予防週間中の9月10日に駅前にて街頭啓発を行います。また、自殺対策強化月間(3月)にあわせて、有線放送、広報等で周知を行います。	すこやか生活課	関係各課
		関係機関と協力した啓発活動の実施を図ります。	障害福祉課	
43	こころの健康づくり講演会の開催やこころの健康教育の実施	こころの健康の保持増進や自殺、精神疾患についての正しい知識を講演会や健康教育で周知啓発を行います。	すこやか生活課	関係機関など

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 37	母子健康手帳発行時のアンケート	母子健康手帳発行時に、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握します。把握した情報から妊婦に対して、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施します。また、必要に応じて子育て関係課とも連携を行い、情報共有しながら支援します。	すこやか生活課	こども家庭相談課
★ 38	産後うつの発見	新生児訪問にて、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行い、実態を把握するとともに、早期受診や継続支援へつなげます。	すこやか生活課	こども家庭相談課、関係各課、医療機関など
★ 44	スクールカウンセラーによる啓発	教育相談主任や生徒指導主任・主事が中心となって、校内教育相談体制を充実させます。保護者に対しても適切な支援ができるよう、教職員のカウンセリングのスキル向上を図ります。さらに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる校内研修体制を整えます。	学校教育課	市内小中学校
★ 45	「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施	文部科学省「道徳読み物資料集」の有効活用により、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する精神」を育みます。また、児童生徒に「自分自身を大切にす」という気持ちを育成するため、道徳教育を中心として学習活動を進めます。	学校教育課	市内小中学校
★ 46	職域へのメンタルヘルス研修会の実施	商工ジャーナルに折込にて、自殺対策、こころの健康づくり等の啓発および関係機関リストを配布します。	すこやか生活課	商工観光課、守山商工会議所

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 47	企業への啓発	こころの健康づくりに関する研修会の実施やチラシの配布等により、うつ病等の精神疾患、自殺の現状について周知啓発を図ります。	商工観光課 すこやか生活課	守山商工会議所
★ 48	ストレスチェックの推進	企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図ります。	すこやか生活課	商工観光課、守山商工会議所
★ 49	雇用関係助成金等の情報提供の実施	雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた事業者の取組等に活用できるよう各種助成金などに関する情報提供を行います。	商工観光課	
★ 50	高齢者のうつや閉じこもりに関する普及啓発	出前講座や健康教育、認知症サポーター養成講座等において、併せて高齢者のうつや閉じこもり予防について普及啓発を図ります。	地域包括支援センター	
★ 29	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援	うつ、閉じこもり状態にある高齢者を早期に把握し、訪問・相談を実施することで、必要なサービスの利用につなげます。	地域包括支援センター	介護保険事業所、介護保険課
★ 51	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいづくり支援	今後の高齢社会を見据え、社会の中心となる高齢者がいきいきと暮らすためのいきがい活動を促進していく必要があることから、老人クラブへの支援を行うとともに、すこやかサロンにおけるいきがい活動につながる取組を社協とともに検討していきます。	長寿政策課	老人クラブ、社会福祉協議会
★ 52	居場所づくりによる閉じこもり防止	居場所づくりの促進に取り組むとともに、そこからいきがい活動につながる取組を協議体の中心で活動する生活支援コーディネーターとともに検討をしていきます。	長寿政策課	

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 53	介護サービス従事者 に対する研修会	高齢者や介護者のうつ等を早期に 発見、支援するため、介護サービス 事業者や民生委員・児童委員に対 し、自殺予防に関するパンフレット を配布します。 介護負担の軽減につながるサービ スなどの紹介等を行い、自殺予防に 努めます。	地域包括支援 センター	介護サービス従 事者
54	精神科医療との連携	精神科医療機関や訪問看護ステー ション等と連携を図り、適切な支援 につながるように努めます。	障害福祉課	医療機関、訪問 看護ステーショ ン、草津保健所 など
		医療機関や訪問看護ステーション 等と連携を図りながら、医療へのつ なぎを行います。	すこやか生活課	
★ 55	生活相談等の相談か ら関係機関への連携	相談受付時に多重債務等を抱えう つ的な状態にある場合、関係機関と 連携を図り、改善に向けた必要な支 援に努めます。	生活支援相談室	窓口担当課
35	ゲートキーパー研修 の実施	自殺の現状や相談機関の紹介、相談 時の対応スキルの向上を図るため の研修会を実施します。	すこやか生活課	関係各課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

(1) こころの健康づくりの推進

現代社会はストレス過多の社会である一方、核家族化や都市化の進展に伴い、従来の家族や地域のきずなが弱まりつつあることで、誰もがこころの健康を損なう可能性があります。このため、一人ひとりが、こころの健康の保持増進を図ることが重要です。

講演会や出前講座などによる、こころの健康教育の実施や高齢者の生きがいをづくりや居場所づくりの支援等により、こころの健康づくりの推進を図ります。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
43	こころの健康づくり講演会の開催やこころの健康教育の実施	こころの健康の保持増進や自殺、精神疾患についての正しい知識を講演会や健康教育で周知啓発を行います。	すこやか生活課	関係機関など
★ 37	母子健康手帳発行時のアンケート	母子健康手帳発行時には、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握します。把握した情報から妊婦に対して、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施します。また、必要時子育て関係課とも連携を行い、情報共有しながら支援します。	すこやか生活課	こども家庭相談課
★ 38	産後うつを発見	新生児訪問にて、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行い、実態を把握するとともに早期受診や継続支援へつなげます。	すこやか生活課	こども家庭相談課、関係各課、医療機関など
★ 44	スクールカウンセラーによる啓発	教育相談主任や生徒指導主任・主事が中心となって、校内教育相談体制を充実させます。保護者に対しても適切な支援ができるよう、教職員のカウンセリングのスキル向上を図ります。さらに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる校内研修体制を整えます。	学校教育課	市内小中学校

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 46	職域へのメンタルヘルス研修会の実施	商工ジャーナルに折込にて、自殺対策、こころの健康づくり等の啓発および相談機関一覧等を配布します。	すこやか生活課	商工観光課、守山商工会議所
56	災害時の対応	災害後に起こるこころの病気としては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が有名ですが、災害をきっかけに様々な精神疾患が生じることがあります。 災害時には、県等と連携しながら被災者のこころのケアにも取り組みます。	すこやか生活課	関係各課、滋賀県、草津保健所など

(2) こころの病気の早期発見・早期治療の促進

各種の相談や日常生活の中で、こころの病気の早期発見ができるように、内科医等による精神疾患への治療や、必要に応じてかかりつけ医から精神科医への紹介を行うなどの保健医療のネットワークの確立について、県や保健所の取組と連携して推進を図ります。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
54	精神科医療との連携	精神科医療機関や訪問看護ステーション等と連携を図り、適切な支援につながるように努める。	障害福祉課	医療機関、訪問看護ステーション、草津保健所など
		医療機関や訪問看護等と連携を図りながら、医療へのつなぎを行う。	すこやか生活課	
★ 29	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援	うつ、閉じこもり状態にある高齢者を早期に把握し、訪問・相談を実施することで、必要なサービスの利用につなげる。	地域包括支援センター	介護保険事業所、介護保険課
★ 53	介護サービス従事者に対する研修会	高齢者や介護者のうつ等を早期に発見、支援するため、介護サービス事業者や民生委員・児童委員に対し、自殺予防に関するパンフレットを配布します。 介護負担の軽減につながるサービスなどの紹介等を行い、自殺予防に努めます。	地域包括支援センター	介護サービス従事者、民生委員・児童委員

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 55	生活相談等の相談から関係機関への連携	受付に多重債務等を抱えうつ的な状態にあると相談を受けた場合、関係機関と連携を図り、改善に向けた、必要な支援に努めます。	生活支援相談室	消費生活センター、法テラス、すこやか生活課、医療機関など
35	ゲートキーパー研修の実施	自殺の現状や相談機関の紹介、相談時の対応スキルの向上を図るための研修会を実施します。	すこやか生活課	関係各課

(3) 自殺未遂者等ハイリスク者への対応

自殺未遂者が何度も自殺を繰り返すという事例が多いことから、再度の自殺企図を防ぐために相談や支援等が必要です。平成26年度から草津保健所管内で「湖南いのちサポート相談事業」を開始しており、自殺未遂者の情報を把握し、県と連携するとともに、再度の自殺を防ぐため、継続した心理的ケアや自殺のひとつの大きな原因となっている失業や多重債務等の社会的要因に対する取組を支援します。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
57	自殺未遂者への支援	再度の自殺を防ぐために、自殺未遂者および家族の相談支援を行います。	すこやか生活課	医療機関、草津保健所など
★ 24	生活困窮についての相談	困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、自立に向けた支援に取り組めます。	生活支援相談室	健康福祉政策課、納税課、税務課、国保年金課、消費生活センター、こども家庭相談課、障害福祉課、建築課、学校教育課、地域包括支援センター、すこやか生活課、社会福祉協議会、医療機関、法テラス など

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 26	多重債務・消費者問題等の相談	多重債務や消費者問題に関する相談支援を行います。	消費生活センター	守山市くらしの安全ネットワーク（社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、警察、医療機関、びわ湖あおぞら会、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、庁内関係各課）
★ 21	就労に関する相談	阻害要因により働きたくても働くことができない相談者に対し就労相談をはじめとする支援を行います。	商工観光課 生活支援相談室	すこやか生活課、発達支援課、ハローワークなど
		雇用の安定および労働力の質的な向上を図るため、就労に関する教育訓練費の補助を行います。	商工観光課	

(4) 自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実

自殺者や自殺未遂者を早期の段階で把握することが難しく、遺族および周囲の人へのこころのケアのための取組を十分に実施することができていません。

今後も、関係機関等との連携により、自死遺族の把握に努めつつ、自殺や自殺未遂の発生直後に迅速かつ適切なアプローチにより、遺された家族や職場の同僚等周囲の人に与える影響を最小限とするとともに、新たな自殺の予防や心理的影響を緩和するためのケアに取り組みます。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
58	自死遺族の会「凧の会」との連携	自死遺族のこころのケアの場として、「凧の会」の情報提供および参加調整を図ります。	すこやか生活課	滋賀県立精神保健福祉センター、凧の会
59	自死遺族者および周囲の人への相談・支援	自死遺族の後追い自殺や精神疾患を防ぐため、相談・支援を行います。	すこやか生活課	滋賀県立精神保健福祉センター、草津保健所
★ 60	小中学校における児童・生徒の自殺後の対応	滋賀県教育委員会と連携し、万が一、市内の小中学校において、児童・生徒が自殺した場合、学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもの気持ちの安定を図ります。	学校教育課	市内小中学校

(5) 生きることの促進要因への支援

高齢者の生きがいがづくり支援やLGBT等の性的マイノリティに関する啓発等を通して、その人がその人らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組み、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることを促進する要因」を増やすための取組を行います。

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 18	学習支援	おおむね高校生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援を行います。	生活支援相談室	健康福祉政策課、 こども家庭相談課、 学校教育課、 学校など
★ 51	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいがづくり支援	今後の高齢社会を見据え、社会の中心となる高齢者がいきいきと暮らすためのいきがい活動を促進していく必要があることから、引き続き老人クラブへの支援を行うとともに、すこやかサロンにおけるいきがい活動につながる取組を社協とともに検討していきます。	長寿政策課	老人クラブ、 社会福祉協議会
★ 52	居場所づくりによる閉じこもり防止	居場所づくりの促進に取り組むとともに、そこからいきがい活動につながる取組を協議体の中心で活動する生活支援コーディネーターとともに検討をしていきます。	長寿政策課	
61	性的マイノリティ (LGBT) の人権に関する啓発	講演会等を通して、性的マイノリティ (LGBT) の人権に関する啓発を実施します。	人権政策課	人権教育課
62	性的マイノリティ (LGBT) の人権に関する教職員への啓発	教職員に対し研修会等を実施することにより、教育現場における性的マイノリティ (LGBT) の人権に関する理解および対応法について学習します。	人権教育課	市内小中学校、 人権政策課、 学校教育課

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
4	守山市精神障がい者・家族会さざなみの会、精神障害者支援ボランティアの活動支援	精神障がい者・家族会さざなみの会会員への相談支援や精神障害者支援ボランティアに対する育成や団体支援を行うとともに必要な人に活用の周知を図ります。	障害福祉課	守山市精神障がい者・家族会さざなみの会、メンタルスマイル、すこやか生活課
5	断酒会の活動支援	断酒会会員への相談支援、団体支援を行うとともに、必要な人に活用周知を図ります。	障害福祉課	滋賀県断酒同友会 守山支部
		断酒会等の情報提供を行いながら、相談支援を行います。	すこやか生活課	

基本施策 5 子ども・若者対策の強化

(1) 学校と連携した取組の強化

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 63	学校における自殺対策のマニュアルによる教育体制の整備	関係機関の講師を迎えた教職員研修会の内容の充実を図り、教職員の指導力の向上に努めます。 「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」を活用し、子どもの自殺防止を関連付けた研修を進めます。	学校教育課	市内小中学校
★ 64	守山市いじめ防止基本方針、市内各学校のいじめ防止基本方針の策定	「守山市いじめ防止基本方針」、市立各学校の「いじめ防止基本方針」にしたがって、いじめの早期発見、早期対応に努めます。また、いじめ防止のため、いじめ問題等対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会を開催します。	学校教育課 総務課	市内小中学校
★ 16	学校への啓発	「守山市いじめ防止基本方針」、「いじめ対応マニュアル」、「不登校対応マニュアル」の内容を各校で研修し、子どものうつの早期発見・早期対応の徹底を図ります。	学校教育課	市内小中学校
		学校教育課と連携を図りながら、実施方法を検討します。	すこやか生活課	学校教育課
★ 44	スクールカウンセラーによる啓発	教育相談主任や生徒指導主任・主事が中心となって、校内教育相談体制を充実させる。保護者に対しても適切な支援ができるよう、教職員のカウンセリングのスキル向上を図ります。さらに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる校内研修体制を整えます。	学校教育課	市内小中学校

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 45	「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施	文部科学省「道徳読み物資料集」の有効活用により、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する精神」を育む。 児童生徒に「自分自身を大切にする」という気持ちを育成するため、道徳教育を中心として学習活動を進めます。	学校教育課	市内小中学校

(2) SOSの出し方教育

No.	事業名	内容	所管課	関係機関
★ 65	SOSの出し方教育	児童・生徒が困難に直面したときに、周囲の大人に助けを求められることができるよう、SOSの出し方教育を実施します。	すこやか生活課	学校教育課、市内小中学校

1 重点施策

重点施策1 子ども・若者への支援

(1) 妊産婦への取組

妊娠中や出産後は、身体面における変化だけでなく、社会的役割の変化など様々な要因でストレスがかかりやすい状態になります。そのため、支援が必要な妊産婦に対して、適切な支援を行うことができるよう体制を整えます。

【主な事業】

●母子健康手帳発行時のアンケート（すこやか生活課）

母子健康手帳発行時には、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握します。把握した情報から妊婦に対する、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施します。また、必要に応じて関係課とも連携して、情報共有しながら支援します。

●産後うつの発見（すこやか生活課）

新生児訪問にて、EPDS問診票（エジンバラ産後うつ問診票）を活用し、産後の母親の精神状態に関する、モニタリングを行い、実態把握に努めます。また、ハイリスク者に対しては、市の育児サロンの紹介や産後ケア事業の利用提案、訪問等で継続した支援を実施します。

●赤ちゃん訪問・子育て全般の相談（こども家庭相談課、すこやか生活課）

家庭や児童に関わる様々な相談に応じるとともに、学校・園の訪問などにより、要保護児童や気になる子どもの情報を共有し、必要な場合には、継続的な支援につながります。

●子育てに関する相談先の周知・啓発（すこやか生活課）

子育てに関する事業を通して、相談先の周知・啓発を行います。また、継続的な見守りが必要な場合については、子育て関係課と連携して、支援します。

●ひとり親家庭等支援についての相談（こども家庭相談課）

ひとり親家庭のあらゆる相談に応じ、適切な支援を行うとともに、個々の負担軽減を図ります。

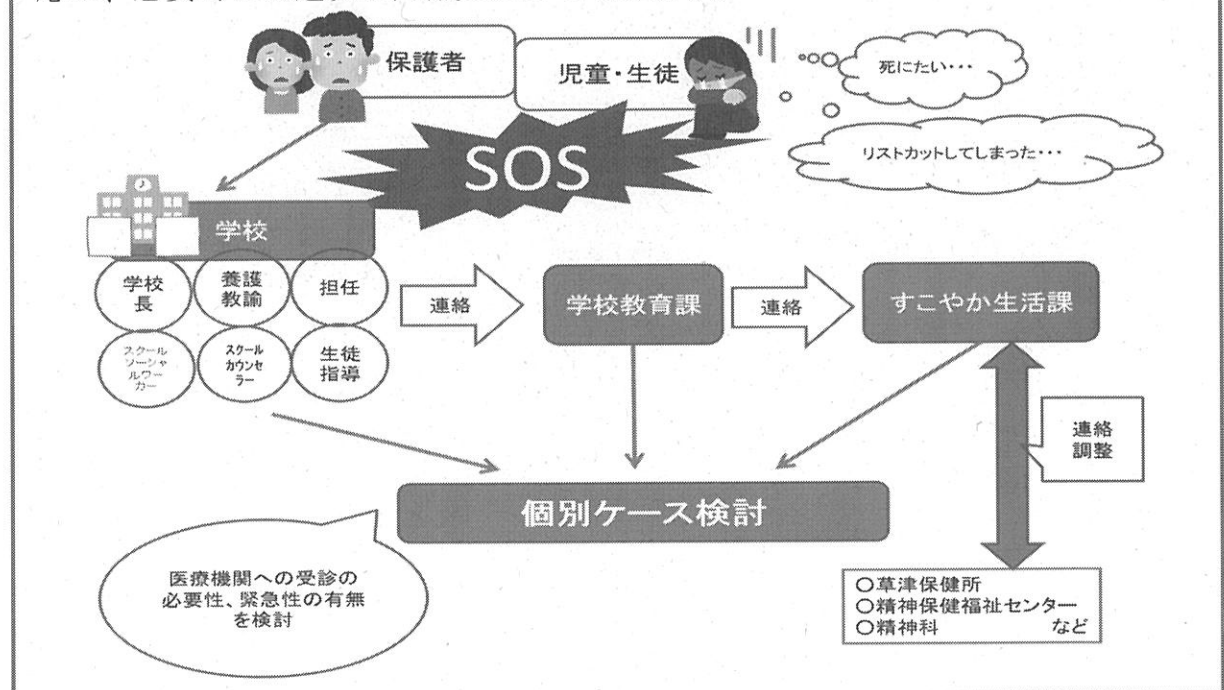
(2) 児童・生徒への取組

児童・生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、環境づくりに取り組むとともに、SOSの出し方に関する教育を実施します。

また、児童・生徒と日常的に関わる関係者に対する研修の実施等を通して、地域の関係者が連携し、児童・生徒の健全な育成を図ることができる体制を整えます。

【主な事業】

- 「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施（学校教育課）
児童・生徒の「自分を大切にすること」という気持ち、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する精神」を育成するために、道徳の時間を活用し、学習活動を行います。
- 学校における自殺対策マニュアルによる教育体制の整備（学校教育課）
文部科学省発行の「教員が知っておきたい子どもの自殺予防」を活用した教職員研修会の内容の充実を図り、教職員の指導力の向上に努めます。
- いじめに関する対策について（学校教育課）
市内の各小学校で「いじめ防止基本指針」を策定し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員による相談（学校教育課）
こころの悩みを抱える子どもにカウンセリングを行うことで、こころの安定を図るとともに、個々の課題に応じて適切な支援を行います。
- 学校と保健分野の連携（学校教育課・すこやか生活課）
生きづらさ、しんどさを抱えた生徒に対しては、学校と保健分野が連携して対応し、必要時には適切な医療受診につなげます。



(3) 生きづらさを抱えた若者への取組

不登校やひきこもりなどで社会から孤立している若者とその家族に対して、相談先一覧の啓発や守山市ひきこもり支援ガイドブック「ここから」などの資材を活用し、相談支援を行います。

【主な事業】

●生活困窮者等自立支援ネットワーク会議による連携の強化および対策の推進
(生活支援相談室)

生活困窮者等自立支援ネットワーク会議（関係者会議）、庁内推進会議、支援調整会議（ケース会議）を効果的に運営することにより、ひきこもり支援対象者が抱える課題に対し、必要な支援を提供し、自立に向けた支援に努めます。

●発達や発達障害に関する相談（発達支援課、すこやか生活課、障害福祉課）

心理職やコーディネーターを中心に、発達に関する相談や進路・就労に関する相談を行います。また、発達障害の早期発見のため、より適切な時期に支援につなげます。

発達障害と診断された場合には、障害者手帳の取得や福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。

●若者しごと悩み相談（商工観光課）

就職に関して、不安を持つ若者や就労に意欲のない若者の保護者等を対象に、臨床心理士による相談を行います。

重点施策2 高齢者への支援

(1) 窓口の周知啓発

高齢者とその支援者が問題を抱え込まないように、相談機関に関する情報提供の周知を図ります。

【主な事業】

- 高齢者の介護等についての相談（介護保険課、地域包括支援センター）
介護保険サービスの利用や介護に関する相談ができる窓口の周知啓発を行います。

(2) 高齢者の相談支援

民生委員・児童委員などの地域の人と連携しながら、うつや閉じこもり状態にある高齢者を早期に把握し、訪問・相談を実施し、必要な時に適切なサービスを利用できるよう支援します。

【主な事業】

- 高齢者のうつや閉じこもりの可能性のある人への相談支援（地域包括支援センター）
すこやか訪問事業において情報収集を行いながら、うつや閉じこもりの可能性のある人について、地域の民生委員・児童委員と連携しながら、相談支援を行います。
- 老人クラブや自治会活動を通じた生きがいづくり支援（長寿政策課）
老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援し、高齢者の生きがいづくりを図ります。また今後の超高齢社会を見据え、社会の中心となる高齢者がいきいきと暮らすための生きがい活動を推進していきます。
- 居場所づくりによる閉じこもり防止（長寿政策課）
高齢者の居場所づくりを支援し、閉じこもりやうつ病の予防を図ります。

(3) 認知症高齢者への取組

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として認知症サポーターを養成します。また、認知症の人とその家族ができる限り安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

【主な事業】

- 認知症サポーター養成と活動支援について（地域包括支援センター）
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者として、認知症サポーター養成について自治会や銀行、商店などの事業者、警察署・消防署などの公的機関などについても働きかけ、より多くの人に認知症サポーターを養成できるように取り組みます。
- 認知症カフェ（地域包括支援センター）
認知症の人や高齢者とその家族（介護者）、地域住民等の居場所や相談窓口として、認知症カフェを活用します。
- 認知症初期集中支援チームによる早期支援（地域包括支援センター）
認知症の人とその家族ができる限り安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。
- 認知症介護者への訪問（地域包括支援センター）
認知症高齢者を居宅で介護している人を対象に訪問を実施し、必要な医療、サービスにつなぐことで、介護負担の軽減を図ります。

(4) 介護者・介護保険事業者への取組

介護に関する様々な問題について、相談を受けることで、認知症の方を介護する家族の負担軽減を図るとともに、本人の状態に応じた必要な医療・介護サービスにつなげます。

【主な事業】

- 認知症介護者への訪問事業（地域包括支援センター）
認知症高齢者を居宅で介護している人を対象に訪問を実施し、必要な医療、サービスにつなぐことで、介護負担の軽減を図ります。
- 介護サービス従事者に対する研修会（地域包括支援センター）
介護者への支援者（介護サービス従事者）を対象に資質の向上を図るための研修会を行います。

(1) 困窮の脱却に向けた取組

生活困窮者自立支援制度および生活保護制度に基づく各種取組と、連携を強化し、生活苦等から自殺のリスクの高い市民に対し、早期に支援につなぐための取組を推進します。

【主な事業】

●生活困窮についての相談（生活支援相談室）

本人とともに、課題を共有しながら、生活困窮からの脱却を目標に、就労準備支援事業や家計支援事業などを活用し、自立に向けた支援を行います。

●就労準備事業（生活支援相談室）

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に対し、一般就労に向けた相談や支援を行います。

●家計支援事業（生活支援相談室）

家計に問題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた、生活の再建を支援します。

●学習支援（生活支援相談室）

おおむね高校生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援を行います。

●ひとり親家庭等支援についての相談（こども家庭相談課）

ひとり親家庭のあらゆる相談に応じ、経済的な支援が必要な家庭には貸付制度を案内し、さらに生活困窮者については、生活支援相談室と連携しながら、支援していきます。

(2) 多重債務・消費者問題への取組

多重債務や消費者問題に関する相談支援を行います。また、広報やホームページなどを用いて、消費生活センターの周知啓発を図ります。

【主な事業】

● 多重債務・消費者問題等の相談（消費生活センター）

消費生活センターを設置し、消費生活や多重債務問題に関する相談を行います。

● 生活相談等の窓口から関係機関との連携（生活支援相談室）

多重債務を抱えてうつ的な状態にある相談を受けた場合には、関係機関との連携を図り、適切な支援へ早期につなげます。

● 守山市くらしの安全ネットワークの活用（消費生活センター）

守山市くらしの安全ネットワークを活用し、関係機関と連携して、多重債務に関する相談を行いながら、問題の整理、解決へ向けて支援していきます。

● ギャンブル依存に関する相談（すこやか生活課）

滋賀県で実施しているアディクションセミナーや家族会に関する情報提供を行い、関係課と連携しながら支援します。

重点施策5 働く人への支援

(1) 就労に対する取組

関係機関と連携しながら、就労相談や求人相談の提供などにより就職に対する支援を実施します。また、安定した就労を継続できるような環境づくりのため、企業訪問等を実施します。

【主な事業】

●就労に関する相談（商工観光課）

就労安定員が就労相談や求人相談の提供などにより就職に対する支援をします。また離職中の人資格を取得するための費用の一部助成を行います。

(2) 働く人への啓発

働く人がストレスによりこころの健康を損ねることを未然に防ぐために、メンタルヘルスに関する研修会などを行います。

【主な事業】

●職域へのメンタルヘルス研修会（すこやか生活課）

守山商工会議所や企業と連携し、働く人へのメンタルヘルス研修会を実施し、こころの健康づくりの推進を図ります。

●ストレスチェックの推進（すこやか生活課）

企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図ります。

(3) 自営業者への取組

勤務に関する問題で悩みを抱えた人が適切な相談・相談先につながることできるよう、相談窓口の周知の徹底を行います。

【主な事業】

●雇用関係助成金等の情報提供の実施（商工観光課）

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた事業者の取組等に活用できるよう、各種助成金などに関する情報提供を行います。

第5章 計画推進のために

第5章 計画推進のために

1 自殺対策の推進に向けて

(1) 関係者間の情報の共有と連携の推進

守山市における自殺対策を効果的に実施するために、関係者が自殺対策についての情報を共有し、連携した取組が行えるよう、守山市自殺対策連絡協議会において関係者の連携のもと、守山市における自殺の発生状況やその背景について意見交換し、守山市の特性に応じた具体的な取組の方向性について協議していきます。

(2) 庁内推進体制の推進

守山市における自殺対策を効果的に実施するとともに、守山市自殺対策庁内連絡会において関係課間の円滑な連絡および調整を行います。

2 計画の周知・広報

本計画の趣旨と内容の普及を図ることを目的に、市の広報をはじめホームページへ掲載するなどあらゆる機会をとらえて広報活動を行います。

3 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、実態把握、分析を行うとともに、関係各課、関係機関との情報共有を進め、随時把握を行います。

この計画に基づく施策や取組について、「守山市自殺対策連絡協議会」において計画の評価・見直しを行います。

さらに、庁内の推進体制として、「守山市自殺対策庁内連絡会」において年度ごとの進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、この計画の着実な推進を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

■ 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成 30 年 7 月 12 日	第 1 回守山市自殺対策庁内連絡会	(1)平成 30 年度の守山市の自殺対策の取組について (2) (仮称) 守山市自殺対策計画の策定について
平成 30 年 7 月 31 日	第 1 回守山市自殺対策連絡協議会	(1)平成 30 年度の守山市の自殺対策の取組について (2) (仮称) 守山市自殺対策計画の策定について
平成 30 年 10 月 16 日	第 2 回守山市自殺対策庁内連絡会	(1) (仮称) 守山市自殺対策計画について (2)相談窓口リーフレットについて
平成 30 年 11 月 1 日	第 2 回守山市自殺対策連絡協議会	(1) (仮称) 守山市自殺対策計画について (2)相談窓口リーフレットについて
平成 31 年 1 月 15 日 ～平成 31 年 2 月 1 日	パブリックコメント	計画案について、市ホームページで掲載するとともに、すこやか生活課、市役所 2 階閲覧所、公文書館、駅前総合案内所、市民サービスセンター、すこやかセンター、図書館、各地区会館（公民館）で閲覧可能とし、市民の意見を募集。
平成 31 年 2 月 6 日	第 3 回守山市自殺対策庁内連絡会	(1)パブリックコメントの結果について (2)平成 30 年度の取組結果について (3)守山市自殺対策計画（案）について (4)平成 31 年度の各課の取組について
平成 31 年 2 月 14 日	第 3 回守山市自殺対策連絡協議会	(1)パブリックコメントの結果について (2)平成 30 年度の取組結果について (3)守山市自殺対策計画（案）について (4)平成 31 年度の取組予定について

○守山市自殺対策連絡協議会設置要綱

平成 23 年 10 月 1 日

守山市告示第 221 号

改正 平成 26 年 10 月 15 日守山市告示第 244 号

平成 30 年 3 月 15 日守山市告示第 53 号

(設置)

第 1 条 市長は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき、自殺を個人の問題として取り組むだけでなく、社会的な問題として取り組み、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与するために、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、守山市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 守山市の自殺対策の施策の検討および推進に関すること。
- (2) 関係者の自殺対策にかかる情報の共有および連携に関連した取組の推進に関すること。
- (3) その他設置目的に関し市長が必要と認めること。

(委員の定数および選任)

第 3 条 協議会の定数は、20 人以内とし、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会議の運営については必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(意見の聴取)

第 7 条 協議会は、必要があると認める場合は、委員以外の者に、その会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(報償)

第8条 会議に出席した委員および協議会の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(市の情報提供)

第9条 市は、協議会がその任務を遂行するために必要な情報を提供しなければならない。ただし、その情報が、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)第7条または第8条に該当するものである場合には、この限りではない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部すこやか生活課において処理する。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

平成 30 年度自殺対策連絡協議会 委員名簿

(敬称略)

関係機関・団体名	氏 名	備 考
一般社団法人守山野洲医師会	◎北野 充	第 1 号委員
一般社団法人守山野洲医師会	平木 久代	第 1 号委員
滋賀県司法書士会	東出 純治	第 1 号委員
守山市民生委員児童委員協議会	渊上 清二	第 2 号委員
守山商工会議所	松永 之和	第 2 号委員
特定非営利活動法人滋賀いのちの電話	○千原 美重子	第 2 号委員
守山警察署	宝泉 将司	第 3 号委員
湖南広域消防局北消防署	今井 均	第 3 号委員
守山市小中学校長会	藤村 厚	第 3 号委員
滋賀県草津保健所	寺田 裕美	第 3 号委員
草津公共職業安定所	保木 貴之	第 3 号委員
旭化成株式会社守山製造所	宮崎 誠司	第 4 号委員

◎会長 ○職務代理者

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事象、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等) 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 用語の説明

か行

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や健康推進員、ボランティアなど、様々な人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。

【健康推進員】

当市が委嘱する健康づくりボランティアのことです。

【湖南いのちサポート相談事業】

草津保健所が湖南圏域（草津保健所管内）の救急告示病院（済生会滋賀県病院、草津総合病院、野洲病院、滋賀県立総合病院、済生会守山市民病院、近江草津徳洲会病院）と市、その他関係機関と協力し、湖南圏域の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族に対して相談支援を行い、自殺の再企図を防止することを目的とした事業です。

さ行

【自殺対策基本法】

自殺防止のための調査研究・教育広報活動、職場・学校・地域の体制作り、医療の整備など、社会的な取り組みを国や地方自治体の責務とした法律です。

【自殺総合対策大綱】

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

【自殺死亡率】

人口 10 万人あたりの自殺者数です。

【スクールカウンセラー】

不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みを受け止めて相談にあたり、教員や関係機関と連携して必要な支援をする心の専門家として、次の職務を行います。①児童生徒に対する助言、②保護者や教職員に対する相談、③校内会議等への参加、④教職員や児童生徒・保護者への研修や講話、⑤相談者への心理的な見立てや対応、⑥ストレスチェックや心理授業等の予防的対応、⑦事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【スクールソーシャルワーカー】

小・中学校に在籍する児童・生徒の不登校をはじめとする学校不適応の問題に対応するため、守山市の教育委員会が、市立の小・中学校に派遣する専門職です。スクールソーシャルワーカーは、所属長および派遣された小・中学校長の指揮監督のもとで、次の職務を行います。①派遣校における児童生徒が置かれている環境への働きかけに関すること、②関係機関とのネットワークの構築と連携および調整に関すること、③派遣校における保護者および教職員に対する支援・相談および情報提供に関すること、④その他所属長が必要と認めた職務

【すこやかまちづくり行動戦略】

すべての守山市民が、健康で、生きがいを持って住み慣れた地域で住み続けることができる「住みやすさ日本一」のまちづくりをめざし、「学んで知る健康」、「つくる健康」、「みんなで広げる健康」を柱に、市民、地域および行政が一体となって取り組む施策を定めた計画です。

【ストレスチェック】

定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組です。

た行

【第2次健康もりやま21】

本市では、平成15年3月に市の健康づくり計画である「健康もりやま21」を策定し、平成20年3月の中間見直しにより計画期間を10年に延長するなか、市民全体の健康づくりの推進に取り組みました。平成25年度には、これらの取組をより一層推進するため、第2期計画である「第2次健康もりやま21」を策定し、すべての市民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、すこやかに心豊かに生活できることを目指し取り組む施策を定めた計画です。

【地域自殺実態プロフィール】

自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したものです。

【地域における自殺の基礎資料】

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省が集計を行い、概要資料及び詳細資料を作成し公表しているものです。

は行

【パブリックコメント】

市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表することで、市民の意見を市の意思決定過程に反映させる機会を確保する手続のことであります。

【ひきこもり】

さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まっている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）のことであります。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて市町の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行います。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

や行

【やすらぎ支援相談員】

中学校に在籍する生徒が抱えるさまざまな悩みや不安、ストレスを適切に解消し、不登校問題の解決を支援する専門家です。

A～Z

【EPDS問診票（エジンバラ産後うつ病質問票）】

エジンバラ産後うつ病問診票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）は、産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発されたもので、母親が記入した項目について、支援者が母親からの話を聴いたり、質問するきっかけとなり、母親の抱えるさまざまな問題を明らかにすることができます。



新生児訪問 問診票



市記載欄

名前： 記入日：平成 年 月 日

お子さんの名前： 出産日：平成 年 月 日

産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。今日だけではなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。必ず10項目全部に答えてください。

- | | |
|---|---|
| 1 笑うことができたし、物事のおもしろい面も分かった。
() いつもと同様にできた。
() あまりできなかった。
() 明らかにできなかった。
() 全くできなかった。 | 6 することがたくさんあって大変だった。
() はい、たいてい対処できなかった。
() はい、いつものようにはうまく対処できなかった。
() いいえ、たいていうまく処理した。
() いいえ、普段通りに対処した。 |
| 2 物事を楽しみにして待った。
() いつもと同様にできた。
() あまりできなかった。
() 明らかにできなかった。
() ほとんどできなかった。 | 7 不幸せな気分なので、眠りにくかった。
() はい、ほとんどいつもそうだった。
() はい、時々そうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くなかった。 |
| 3 物事がうまくいかない時、自分を必要以上に責めた。
() はい、たいていそうだった。
() はい、時々そうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くなかった。 | 8 悲しくなったり、惨めになったりした。
() はい、たいていそうだった。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くそうではなかった。 |
| 4 はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。
() いいえ、そうではなかった。
() ほとんどそうではなかった。
() はい、時々あった。
() はい、しょっちゅうあった。 | 9 不幸せな気分だったので、泣いていた。
() はい、たいていそうだった。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() ほんの時々あった。
() いいえ、全くそうではなかった。 |
| 5 はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
() はい、しょっちゅうあった。
() はい、時々あった。
() いいえ、めったになかった。
() いいえ、全くなかった。 | 10 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() 時々そうだった。
() めったになかった。
() 全くなかった。 |



守山市自殺対策計画

平成 31 年（2019 年）3 月
発行 守山市健康福祉部 すこやか生活課

すこやか生活課：〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目 2 番 5 号
電話：077-581-0201 FAX：077-581-1628
